

# MUFG BK 中国月報

三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

2021年12月号 (第190号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

## ■ エグゼクティブ・サマリー

### ■ 特集

- ◆ 米中技術分断 ～対中国経営において日系企業が留意すべき課題～  
三菱UFJ リサーチ&コンサルティング グローバルコンサルティング部 …… 1

### ■ 特集

- ◆ 中国個人所得税の非課税福利制度の変更による中国赴任者への影響及び企業の対応策  
EY 税理士法人/EY 上海 …… 5

### ■ 特集

- ◆ 中国電力不足問題とその対策  
三菱UFJ リサーチ&コンサルティング グローバルコンサルティング部 …… 9

### ■ 経済

- ◆ 2021年秋中国経済点検：続く鈍い成長率、節目は次回の全人代か  
三菱UFJ モルガン・スタンレー証券 インベストメントリサーチ部 …… 12

### ■ 人民元レポート

- ◆ 人民元高圧力は鈍化の方向へ  
三菱UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ …… 24

### ■ 連載

- ◆ 華南ビジネス最前線 第52回 ～深圳前海・横琴における最新改革開放政策  
三菱UFJ 銀行 アジア法人営業統括部 アドバイザリー室 …… 28

### ■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：「中華人民共和国税関行政処罰案件処理手順規定」改訂版の公布  
KPMG 中国 …… 34

- ◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き  
三菱UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部 …… 38

### ■ 主要経済指標

- 三菱UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 …… 43

### ■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

## エグゼクティブ・サマリー

### 特集 米中技術分断 ～対中国経営において日系企業が留意すべき課題～

米中対立の構図が深まるなか、中国は新興技術による産業育成の重点分野を設定し、中国国内に該当分野の R&D 機能を設ける外資企業に優遇税制を提供するなど、積極的に自国内の技術育成を支援している。日系企業は、中国に R&D 機能を設ける場合、中国への技術流出は避けられず、「データ安全法」により中国からの技術持出にも制限がかけられるという前提に立つべきである。

### 特集 中国個人所得税の非課税福利制度の変更による中国赴任者への影響及び企業の対応策

2019年1月1日、中国個人所得税に関する新税法が施行された。税制改正当時の規定により、改正前に適用が可能だった個人所得税の優遇措置は2021年の年末まで継続適用されている。EYでは外資系企業に対し、非課税福利の運用現状等について調査を実施。本稿では、非課税福利制度の変更による外国籍社員給与への影響を分析し、日系企業がとるべき対応策についてまとめた。

### 特集 中国電力不足問題とその対策

中国では2020年秋から電力不足問題が深刻化している。特に製造業が電力不足の影響を受けており、中国経済成長の障害となる懸念も指摘されている。本稿では、中国の各地域に起きた電力不足の実態をまとめ、その原因を考察する。また、この問題がいつまで続くのか、日系企業はどのような対策を取るべきなのか等についても論じたい。

### 経済 2021年秋中国経済点検：続く鈍い成長率、節目は次回の全人代か

中国経済は、回復基調が続いているものの、そのモメンタムは鈍い。「量から質へ」と政策の焦点を変化させている政府が拡張的な財政政策を行う可能性は低いだろう。短期的な電力問題や部品不足の問題は徐々に収束。一方、不動産投資を中心とした不良債権を AMC が一部担うことで、金融システムに大きなストレスとはならず、2022年初にかけて鈍い成長率が続くと考えられる。

### 人民元レポート 人民元高圧力は鈍化の方向へ

2020年の対ドル相場は最大で10%を超える上昇を記録したが、2021年の値幅は本稿執筆時点で4%弱、トレンドも概ね横ばい圏と言えらる範囲内にとどまっている。一方、対円相場は、名目実効為替相場である CFETS 人民元指数は上昇基調を維持。つまり、2020年のように「人民元高×ドル安」ではなくなったが、少なくとも「人民元高」は続いたと言える。

### 連載 「華南ビジネス最前線」 第52回 ～深圳前海・横琴における最新改革開放政策

2021年9月5日、中国共産党中央委員会及び国務院は「横琴広東・マカオ深度協力区建設総体方案」、6日に「全面深化前海・香港現代サービス業協力区改革開放方案」を公表した。2つの方案では、横琴広東・マカオ及び深圳前海・香港の両地域の協力関係を深化させ、国家戦略発展へ統合する目的等が示されている。本稿では、「前海方案」と「横琴方案」について紹介したい。

### スペシャリストの目 税務会計

#### 「中華人民共和国税関行政処罰案件処理手順規定」改訂版の公布

2021年7月15日付で改訂された「中華人民共和国税関行政処罰案件処理手順規定」（公告2021年第250号）が、正式に施行された。税関はこの改訂・公布に先立ち、すでに軽微な税法違反行為などについて、企業の自主的な開示を通じて行政処罰を免除する政策を打ち出し、軽微な違反行為は、簡易案件処理手順を適用し、案件の処理効率向上を図っている。

### スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は、10月中旬から11月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。

**米中技術分断 ～对中国経営において日系企業が留意すべき課題～**

三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
グローバルコンサルティング部  
シニアコンサルタント 大原潤  
シニアコンサルタント 長谷川賢

**<サマリー>**

- ☆米中対立の構図が深まり、サプライチェーンや貿易面で米中経済の切り離し（デカップリング）が進んでいる。中国は新興技術による産業育成の重点分野を設定し、中国国内に該当分野のR&D機能を設ける外資企業に優遇税制を提供するなど、積極的に自国内の技術育成を支援している。
- ☆重点分野には、現時点で日本に競争優位性があるものも多いため、日系企業は技術・知財・人材の供給源として企業誘致やヘッドハンティングのターゲットとなりやすい。例えば、今後は半導体の製造設備や素材関連の技術が狙われやすい分野の一つと言えよう。
- ☆中国にR&D機能を設ける場合、中国への技術流出は避けられず、また「データ安全法」施行によって中国からの技術持出にも制限がかけられるという前提に立つべきである。中国が国家戦略として新興技術による産業育成を行っているならば、日系企業も対中国経営にあたっては業界全体で一枚岩となり、中国へ持ち込んでも日本の競争優位性を毀損しない技術を峻別し、そのコンセンサスを業界全体で取ることが肝要である。

米中対立がグローバル経済の大きなリスクとなって久しい昨今、米国のバイデン政権では「バイ・アメリカン」、中国の習政権では「バイ・チャイナ」と両者ともに国内産優遇の態度を取っている。これに伴い、従来は効率重視でグローバル最適地生産によりコスト低減がなされてきたが、今後は需要地近接の生産移管など、サプライチェーンの再編が想定される。今回、中国が国家戦略として進めている新興技術による産業育成動向に注目し、日系企業が留意すべき課題について整理したい。

**1. 米中技術分断における課題****1-1) 米中対立の概況**

2021年2月、米バイデン大統領が「中国は最も重大な競争相手」と外交演説で述べ、価値観の異なる二大国の対立は深まっている。巨額の対中貿易赤字の解消のためトランプ政権下で始まった関税賦課の応酬は政権交代を経ても継続され、さらに経済安全保障の名の下に、米中経済の切り離し（デカップリング）のフェーズへ移行している。米国は、中国に対する取引を規制するだけでなく、先端技術の移転・漏洩を阻む動きを加速させ、日本などの米同盟国も巻き込み、サプライチェーンや貿易面でのデカップリングも進めている。

米国の強硬姿勢に対して、中国も同様の報復措置をとる構えだ。その象徴が経済における「双循環」の推進である。一带一路など、中国に対して友好的な外国との連携も重視しつつ（国際大循環）、国内産業の強化を目指す「国内大循環」を掲げ、先進技術の取り込みやサプライチェーンの内製化に取り組んできている。

1-2) 中国における国家戦略としての新興技術による産業育成の動向

中国は現在、2015年の「中国製造2025」で掲げた10の重点分野のうち、次世代情報技術(5G)、先端的鉄道設備、航空・宇宙設備等の自国技術は世界的にも一定のレベルに達している一方で、それ以外の自国技術の育成に必死である。例えば、電子部品産業(半導体に加えて、プリント基板、センサー、磁石、磁性材料、電池材料、製造設備、ソフトウェアなども含む)においては、2021年1月の「基礎電子部品産業発展行動計画」にて、2023年までに産業規模の一層の拡大(参考までに、2021年現在は推定2.1兆元)、重要技術のさらなる発展、さらには国際競争力を持つ企業を育成することが目標として掲げられた。新素材(電池素材、磁性素材など)、工作機械・産業用ロボット、新エネルギー車、バイオ医薬・高性能医療機器、スマート工場・先端技術についても産業育成に力を入れており、中国に該当分野のR&D機能の設置を行った外資企業に優遇税制を与えるなど、積極的に外資企業の誘致を行っている。

表：中国製造2025の重点分野

「中国製造2025」10の重点分野
次世代情報技術(半導体、次世代通信規格「5G」)
高度なデジタル制御の工作機械・ロボット
航空・宇宙設備
海洋エンジニアリング・ハイテク船舶
先端的鉄道設備
省エネ・新エネ自動車
電力設備(大型水力発電、原子力発電)
農業用機材
新素材(超電導素材、ナノ素材)
バイオ医薬・高性能医療機械

(出所) 各種報道から三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

1-3) 企業誘致において外資企業の直面する課題

中国が積極的に行っている誘致に応じる場合、企業がどのような課題に遭遇するのか見ていきたい。まず、外資企業が中国にR&D機能を構えることは、莫大な市場規模である中国への足掛かりを得ることに加えて、優遇税制を得ることもできる一方、技術流出というリスクを孕むため、慎重に決断すべき事項と言えよう。また、産業スパイは決して特別な存在ではない。ある在中日系企業の社員に、報酬と引き換えに機密情報の流出を依頼する呼びかけがSNS経由でなされた、という事象もある。中国国内における技術情報はいずれ流出するという前提で考えるべきである。

次に、いったん中国に機密情報を持ち出すと、厳重に管理していたとしても、国外へ引き上げられなくなる恐れがある。というのも、2021年9月に施行された重要データ保護に係る「データ安全法」によって、研究開発のデータが中国外に持ち出せなくなるリスクが存在するのだ。中国国内で収集・生成した重要データの中国国外への移転には制限がかけられる。重要データは中国国内において保存されなければならない、国外への提供や国外移転の管理については国家網信部門と国務院関連部門が定めるとされる。留意すべきは、具体的な管理方法については現時点では定まっていないため、事実上、中国政府の意のままに規制をかけられる可能性もある点だ。

さらに、人材の流動性が高く、専門技術を持つ人材の引き抜きも盛んである。中国政府はEVを基幹産業の一つと位置づけ、多額の販売補助金を設けるなどの支援もあり、多くの新興自動車メーカーが事業を急拡大させている。しかし、生産面のノウハウが乏しいために、該当の専門人材が求められている。例えば、ある中国の新興自動車メーカーが厚待遇で人材獲得を進め、2021年7月にはトヨタ自動車の元チーフエンジニアも中国の国有自動車大手に移ったことが分かった。移籍する技術者にとって待遇面と裁量の大きさが魅力となっているようだ。ホンダなど日本の大手が大規模な人員削減に踏み切ることも、引き抜きを許す背景となっていると想定される。

#### 1-4) 誘致の先の排除

前述した中国の誘致における課題を認識した上で、中国国内市場から得られる収益を目的に誘致に応じた企業も、長期にわたって安泰であることは難しい。過去に、日系企業が技術提供と引き換えに中国市場に参入したものの、後に中国の技術力の高さを理由に中国市場から撤退を余儀なくされた苦い経験がある。例をあげると、いわゆる外資排除モードに入った産業分野には、高速鉄道、次世代通信機器、AI/ビッグデータ、量子コンピュータなどがあると言われている。特に高速鉄道は、かつて中国が国を挙げての誘致モードで積極的に外資を誘致したが、中国企業に技術が渡って競争力を持つようになると、逆に外資排除モードに転じた典型例だ。

次に、米中技術分断における日系企業が留意すべき課題に対する方向性について語りたい。

## 2. 課題に対して取るべき方向性

### 2-1) 中国国内へ持ち込む技術の峻別

まず企業がなすべきことは、中国に持ち込んでも日本もしくは自社の競争優位性を毀損しない技術と、そうではない重要機密技術を仕分けることだ。一般的に、安全保障上重要な技術は外為法で規制されているため持ち込むことはできないが、その対象はあくまで限定的である。規制がない範囲における海外への技術展開はそれぞれの企業の経営判断が問われることになるが、半導体ファウンドリー最大手、台湾積体回路製造 (TSMC) の事例を参考にしたい。

製造機能を中国に設ける以前の TSMC は、中国への技術流出を恐れて誘致活動には慎重な対応を見せていたが、最終的には中国国内での市場獲得を無視することができなくなり、機能設置の決断を行うに至った。しかし、中国国内での製造においては、最先端の技術ではなく、需要はあるが、技術的には一世代以上前のものを選別した。半導体の技術力はいかに回路線幅を微細にできるかが問われる。中国国内で製造するものは、世界で最も不足している半導体の一つである車載向けの 28 ナノプロセス品であり、台湾でスマートフォン向けなどに生産する最先端の 5 ナノプロセス品に比べると数世代前の技術である。また、2021年10月、TSMC は 2021年度第3四半期決算説明会の中で、日本に半導体工場を建設すると発表した。ここでポイントとなるのが、製造するのは最先端ではない 22~28 ナノプロセス品であり、TSMC の経営方針が中国のみならず日本にまでも首尾一貫していることである。本事例から学ぶこととして、日系企業も日本国外に製造機能を設置する場合は、いずれ技術流出するという前提の上で検討することが肝要ということだ。

また、可能ならば、競合する日系企業同士が中国国内に持ち込む技術について連携を取っておくことが望ましい。とある EV 関連の素材においてトップシェアを誇っていた日系企業 A 社が、同じ日系の競合企業群に先んじて中国国内に製造機能を設けた事例を見ておきたい。A 社は一時的には先行者利益を得ることができたが、日本から製造装置を持ち込んで製造し、そこから製造技術がリバースエンジニアリングされたと想定されることもあって中国企業が早々に技術を獲得

し、その結果、日本の業界全体のプレゼンスが落ちる結果となってしまった。このように、同業他社同士で疑心暗鬼になって、なし崩し的に技術を国外に出していくことは避けたい。よい手本として見習いたいのは、在中国 EU 商工会議所が中国国内への進出技術について加盟企業間で意見交換を行っていることである。日系企業がグローバル環境で生き残っていくためには、日本国内における競争とグローバルにおける競争を分けて、業界全体としてグローバルに出してもよい技術についてのコンセンサスを図る企業間連携を取ることを訴えたい。

## 2-2) 人材流出に伴う知財流出への対策

ひと昔前に、半導体ファウンドリーの TSMC から中国企業に 100 人以上の技術者が流出した件があった。前述したように、中国が保有する技術はこれまで半導体バリューチェーンにおいては最終の組立工程だけであったが、今後は前工程も含んだ一気通貫の製造機能を狙っていると思われる。その中でも日本が得意としている製造装置や材料がターゲットとなる可能性がある。また、半導体に限らず、中国が誘致活動を積極的に展開している技術分野についても同様に注意が必要である（具体的な技術分野は、表「中国製造 2025 の重点分野」を参照）。

日系企業の人事部門が取るべきこととしては、まずはリテンション対策である。かねてより日系企業における技術者の待遇は見直されるべきと言われており、短期的には難しくとも、中長期の競争力保持のためにはぜひとも取り組みたい課題である。次に、転職はある程度は避けられないとして、すでに多くの企業を取り入れていると思うが、人事規程で「競業禁止義務」を課すことも重要である。ここで注意すべきなのは、義務を要する期間まで設定することだ。期間を規定していない場合、退職直後は隠れ蓑として同業他社以外に転職後、わずかの期間で本命の企業に再転職されるという事案の防ぎようがない。規程において、保有していた技術が陳腐化するまでのある程度の期間を考慮するなどの対策が求められる。

## 2-3) 「データ安全法」のフォローアップの必要性

繰り返しになるが、2021年9月より中国において「データ安全法」が施行された。中国国内で収集・生成した重要データの中国国外への移転には制限がかけられ、業務上の必要性により中国国外に提供する必要がある場合は、国家の定める方法によりセキュリティ評価を行う必要がある。一方で、具体的な管理方法は現時点では定まっていない。中国個人情報保護法の規定（個人情報の国外移転の条件）等を参考に、業界ごとの規制当局がより詳細な枠組みを示すことになっているため、その公表について引き続き注視が必要である。

以上、中国における新興技術による産業育成動向から、中国国内では未成熟な技術の取り込みの狙いと、それに対する日系企業の留意点を述べてきた。新興技術による産業育成は中国の国を挙げての戦略となっているため、日本側も、一企業としてだけでなく、業界全体で一致団結した取り組みを行うことが、技術流出防止に向けて肝要である。末筆ながら、今後の対中国経営を考える上で、本特集が日系企業の皆様の一助になることを切に祈らせていただきたい。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : jun-ohara@murc.jp, ken-hasegawa@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



**中国個人所得税の非課税福利制度の変更による中国赴任者への影響  
及び企業の対応策**

EY 税理士法人  
People Advisory Services パートナー 藤井恵  
EY 上海  
税務ディレクター Eliona Zhang

**1. 背景**

2019年1月1日から中国個人所得税に関する新税法が施行され、2021年は既に改正後3年目となる。税制改正が公表された当時の規定により、改正前に適用が可能とされていた個人所得税の優遇措置は経過措置として2021年の年末まで継続適用されている。しかし、現行の規定に基づく、2022年以降は、外国籍個人に対する住宅費、子女教育費、語学訓練費に対する中国個人所得税の非課税処理は無効となる。

つまり、経過措置の終了による外国籍個人に対する非課税福利制度の変更により、外国籍従業員を有する企業は非常に大きな影響を受けることになる。

そのため、非課税処理が無効になることによる影響額の確定、新规定に従う人事制度の変更、他の免税措置の活用など、非課税措置廃止に向けての事前準備及び2022年以降の実務運用について、企業側の関心も非常に高まっている。

そこでEY個人所得税チームでは、2021年9月に、外資系企業166社に対し、非課税福利の運用現状及び今後の対応案について、アンケート調査を実施した。

以下では、企業における外国籍従業員の人数及び給与構成の調査を通じ、非課税福利制度の変更が外国籍従業員の給与へもたらす影響を分析し、中国現地法人及び日本本社がとるべき対応策についてまとめている。

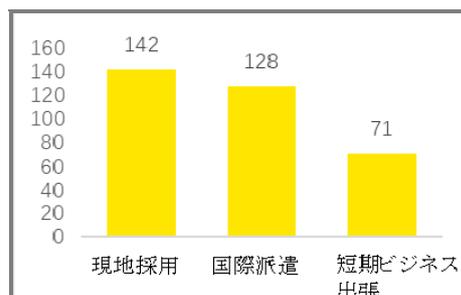
**2. 市場調査の分析**

**非課税福利制度の運用状況**

本調査には、北京、上海、広東などの全国各地から大手企業を含む166社が参加した。調査参加企業は金融サービス、マスコミと電気通信、不動産業、ホテルと建築、消費財と小売業、自動車と関連製造業及び管理コンサルタントサービスなど多岐にわたる。

下図の外国籍従業員の雇用類型(図1)から分かるとおり、外国籍従業員は、1)国際派遣(本社からの出向)、2)現地採用、3)短期ビジネス出張という3つの形態のいずれかで、中国で勤務していることが分かる。

(図1) 外国籍従業員の雇用類型

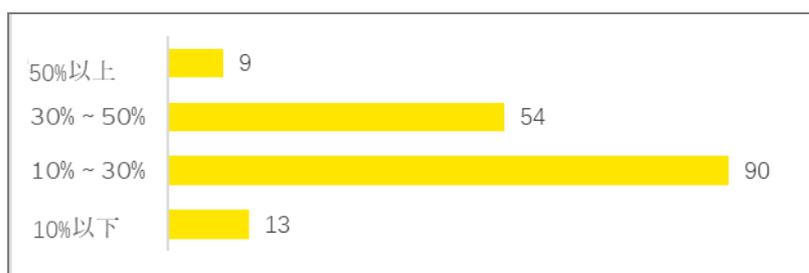


「外国籍従業員を現地雇用」しているのは、回答企業 166 社のうち、142 社と、その大半を占めていることが分かる。一方、「国際派遣者（いわゆる海外からの赴任者）」を有する企業は 128 社、短期ビジネス出張者を有する企業は 71 社であることが分かる。

また、本調査によると、現時点では、調査対象企業のうち、85%の企業が、外国籍従業員に非課税福利項目、特に住宅費、子女教育費とホームリーブ費用の3つの項目を提供していることが分かる。

さらに、(図2) のとおり、62% (103 社) の企業が、給与に占める非課税福利厚生を30%以下に設定している一方、38% (63 社) の企業は給与に占める非課税福利厚生が30%~50%、さらには50%以上に設定している企業もあることが分かる。

(図2) 従業員給与に対する非課税福利項目の割合



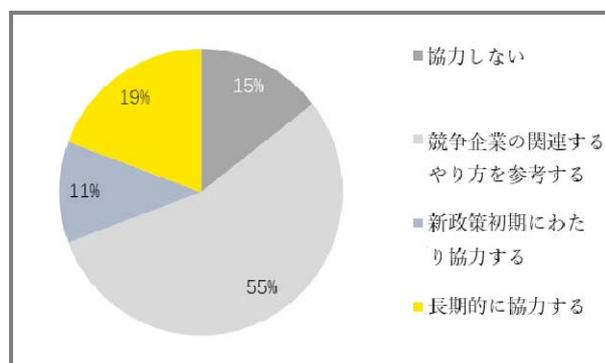
つまり、非課税福利制度の廃止により、これまで非課税であったものが課税となるため、非課税福利厚生割合が高い個人にとっては（その税額を個人負担している場合）、非常に大きな税負担が生じることが考えられる。また、中国個人所得税額を企業が負担している場合、企業の税負担額が大幅に増加することが考えられる。

### 他社の動向

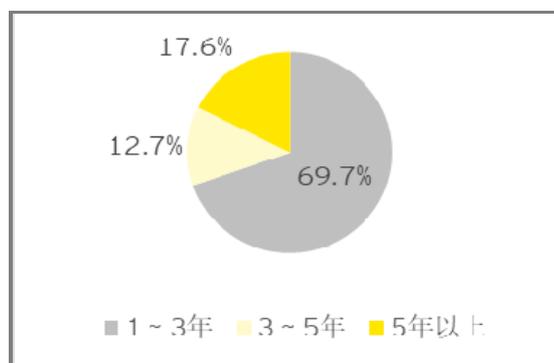
(図3) から分かるとおり、「外国籍従業員の税負担増加に対して企業として何らかのサポートを行う」と回答しているのは全体の30%程度にとどまっている。一方、55%の企業は他社動向をにらみながら様子を見ている。また、残りの15%の企業は「税負担増加への対応サポートに協力しない（つまり税負担の増加部分は従業員自身が負担すべき）」と考えている。

また、(図3) で「外国籍従業員に補助をする」と回答した企業に対し、「どのくらいの期間、外国籍従業員に補助を提供するか」について確認した結果が(図4)である。その結果、外国籍従業員への何らかの補助を行う期間としては、「1~3年以内」とする企業が全体の69.7%であることが分かる。

(図3) 外国籍従業員の税負担増加への対応サポート



(図4) 企業の補助期間



### 3. 在中国日系企業の対応策

今後、本件に関して新たな政策が公表されるかどうかについて、いまだに不確実な状況ではあるが、既に本件に関して、何らかの対応を始めている日系企業が増えている。具体的な対応事例としては、既に海外赴任者及び現地採用者の税金インパクトの試算を始めている企業が多くなっている。また、試算結果によっては、2021年11月頃から、今後の人事ポリシーの変更・他の免税措置の活用などについても検討している企業もある。さらには12月頃からは、新たな処理について、赴任者、現地採用者、実務担当者それぞれについて、コミュニケーションやトレーニングの実施についても計画している。

項目	アクション	想定される対応期限
コストの試算	非課税福利制度の変動の影響額を確定するために、一定のサンプルを抽出して、各パターンを想定した追加コストの試算 -パターン①：住宅費、子女教育費、語学訓練費以外の非課税福利項目が引き続き有効となる場合 -パターン②：すべての非課税福利項目が無効となる場合 -パターン③：租税優遇措置がある特定地方へ人材を移動する場合	2021年11月上旬
人事制度の再設計・調整	▶ 各パターンの試算結果に基づき、福利厚生制度・海外派遣制度の更新についての検討 ▶ 労働契約書・海外派遣パッケージ等の書類の更新に関する検討	2021年11月中旬
特定地域における租税優遇措置の活用	▶ 特定地域における租税優遇措置の比較及び選定 ●グレートベイエリアにての財政補助制度 (状況によって納税額が課税所得額の15%を超える部分について財政補助を受けることが可能) ●海南自由貿易港にての免税措置 (状況によって実質税負担率が15%を超える部分は免税可能) ●上海自由貿易試験区臨海新エリア等の財政補助制度など ▶ 事業・人員を特定地域へ移転することに関する検討 ▶ 租税優遇措置を受けるための要件及び申請プロセスの確認 ▶ これまで活用していなかった非課税項目の活用の検討 ▶ 潜在的な減税・免税制度について現地税務局との協議・検討	2021年11月下旬
トレーニング	▶ 福利厚生制度や海外派遣制度及び関連社内フローの変更が必要な場合の要点及び影響について、人事・経理担当者へのトレーニングの実施 ▶ 変化に対応させるべく設計した社内人事制度を実施するため、実務担当者への指導、トレーニングの実施 ▶ 新たな制度について、個人への影響、将来の取り扱いを含め外国籍個人との個別コミュニケーション	2021年12月より
更新後の人事制度の実施	▶ 更新された福利厚生制度・海外派遣制度の実施 ▶ 2022年度より利用できる非課税項目の活用 ▶ 特定地域における租税優遇措置の活用及び財政補助金の申請 ▶ 特別付加控除の申請（自動化アプリを利用して“特別付加控除”の情報を低コストで且つ自動的に関連情報の収集及び提出する仕組みの構築、アウトソーシングの検討） ▶ 個人所得税の政策更新の動向に関する定期的なチェック及びモニタリング	2022年1月より

#### 4. 日本本社がすべきこと

本稿で説明したとおり、非課税福利制度の廃止により、これまで非課税だった子女教育費や住居費が課税対象になる。日本からの赴任者については、中国でかかる所得税は全額企業が負担しているケースがほとんどであるため、非課税福利制度廃止の影響は、企業が負担する赴任者コストの増加に直結する。増加した中国個人所得税額の負担を日本本社が行うか、中国現地法人が行うかは企業により様々であるが、中国への赴任者の一人当たりコストの増加につながることは間違いないである。

一般に日本本社は海外赴任者に支払う給与・手当の額の多寡には関心があるが、企業が負担している中国個人所得税額がどれほどの金額なのか、住居費や子女教育費などの福利厚生にどれだけ使っているかは、その額を日本本社が負担していない限りは正確に把握しておらず、あまり関心がない傾向がある。しかし、そのような管理体制は、海外赴任者にかかるコストの半分ほどを占めることになる税や福利厚生関連の費用の管理を放棄しているのも同然である。他国の企業が知恵を絞ってこういった税コストをできるだけ抑えたり、海外赴任者の処遇制度を見直すことで競争力を高めている中、何もしないままでは国際競争上、日本企業が不利になるのは目に見えている。

また日本企業の海外赴任者規定は「日本から海外」に赴任させることだけを前提に作られている。最近、海外から日本、特に中国から日本に赴任させることも増えている中、その際の規定がないと、Home国（この場合、中国）側で何らかの規定を作らざるを得なくなる。また、中国以外の国から日本に赴任したり、中国法人拠点から、別の海外拠点に赴任させる際に、その都度、新たな規定を作っていると、1つのグループ全体で様々な規定ができて、不公平や矛盾が生じる。

そのため、グループ全体として一本化した規定を作っていくことが重要である。

中国から日本に赴任する際は、日本赴任中も中国での課税が続く場合がある。

その点の想定も必要になるので、海外赴任者規定作成・改定においては、Home国（出向元国）、Host国（出向先国）双方の所得税や法人税、入国管理法上のルールを理解しながら進めることが不可欠である。

今回の中国非課税福利制度廃止のような状況に直面すると、海外赴任者のコスト管理の必要性はより高まる。そのため、その前提となる海外赴任者規定の見直しが必須となる。

(執筆者連絡先)

EY 税理士法人 パートナー 藤井恵  
東京都千代田区有楽町 1-1-2 東京ミッドタウン日比谷  
Tel : (070) 3769 9088 E-mail : Megumi.Fujii@jp.ey.com

EY 上海 税務ディレクター 張頌 (Eliona Zhang)  
上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 47F  
Tel : (86) 21 2228 4606 E-mail : Eliona.Zhang@cn.ey.com



中国電力不足問題とその対策

三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
 グローバルコンサルティング部  
 アソシエイト 周月  
 コンサルタント 山野井茜

中国では2020年秋から電力不足問題が深刻化している。特に製造業が電力不足の影響を大きく受けており、中国経済成長の障害となる懸念も指摘されている。本稿では、中国の各地域に起きた電力不足の実態をまとめ、その原因を考察する。また、この問題がいつまで続くのか、日系企業はどのような対策を取るべきなのか等についても論じたい。

1. 2020～2021年中国での電力制限（計画停電）

中国で電力不足が指摘されるようになったのは2021年9月頃からであるが、2020年から電力不足に伴う計画停電（以下、「電力制限」）は行われていた。2020年冬には3省の一部で、2021年に入ってから20省にわたって行われ、その頻度は多くなった。2021年に入ってから、5月、8月、9月に電力制限がなされている。（表1）

表1 2020～2021年中国電力制限一覧表

通知時期	対象地域数	地域	制限分野	通知時期	対象地域数	地域	制限分野
2020年12月	3	湖南省	工業・生活	2021年9月	15	寧夏省	工業
		江西省	工業・生活			広東省	
		浙江省	工業・公共施設			江蘇省	
2021年5月	2	雲南省	工業			広西省	
		広東省				浙江省	
2021年8月	6	河南省				雲南省	
		重慶市				陝西省	
		新疆				安徽省	
		青海省				湖南省	
		内モンゴル				吉林省	
		広西省	黒竜江省				
			遼寧省			工業	
			山東省				
			福建省				
			貴州省				

(注) 太字は2020～2021年にかけて2回以上電力制限が行われた省  
 出所：各種報道をもとに筆者作成

2. 2021年9月の電力不足の原因は電力需給バランスの崩壊と双控政策

電力不足が世界に知られることとなった今年9月には、最も広範囲な地域で電力制限措置が取られているが、そのパターンは①需給バランスが崩れたことによる電力不足に起因するもの、②中国

の省エネルギー政策「双控政策」に起因するもの、そして、①と②の両方、需給バランス崩壊による電力不足の中で「双控政策」が重なったため起きたもの、に分けられる。(表2)

表2 2021年9月中国電力制限一覧表

原因	地域	制限分野	該当種類	該当業種	制限方法
電力不足	山東省	工業	特定なし	特定なし	秩序がある電力使用
	広東省				減産(週稼働日制限)
	安徽省				秩序がある電力使用
	湖南省	工業・公共施設			減産
	吉林省	工業・生活			秩序がある電力使用
	黒竜江省				秩序がある電力使用・停電
	遼寧省				秩序がある電力使用・停電
広西省	工業		高エネルギー消費業	電解アルミニウム、アルミナ、鉄鋼、セメント	
浙江省		印刷染色、化学繊維、化学			
雲南省		シリコン、黄リン、電解アルミニウム			
陝西省		既存企業減産・新規企業生産停止			
江蘇省		生産停止			
電力不足・双控政策	福建省	特定なし	特定なし	秩序がある電力使用(高エネルギー消費企業を先に制限、鉄鋼等)	
	貴州省			秩序がある電力使用(高エネルギー消費企業を先に制限、鉄鋼、電解アルミニウム等)	
	寧夏省	高エネルギー消費業		減産	

出所：各種報道をもとに筆者作成

### ①需給バランスが崩れたことによる電力不足

2021年以降、中国国内では電力発電の7割を占める火力発電の原料である石炭が、オーストラリア等からの輸入減少と重なって不足し、国内産石炭の価格が高騰していた。加えて政策的に電気料金の引き上げは制限されており、採算がとれない火力発電所は稼働を抑制していた。今年9月からは水力発電量も減少に転じており、電力供給不足に陥った。他方で、新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」)拡大に伴い、ベトナムをはじめとする東南アジアの工場は稼働停止を余儀なくされ、代わりに大量の受注が中国へ舞い込んだ。2021年前半、中国の輸出総額は9兆8000億元で、前年同期より28%増加している。当然、工場の稼働率は上昇し、電力の消費量も増加した。このように発電量が減少した中で、電力需要は増加し、需給バランスが崩壊したことから電力不足が発生したといえる。

### ②中国の省エネ政策「双控政策」

「双控政策」とは、2030年のカーボンピークアウトの実現<sup>1</sup>のために、2015年に出された政策であり、「エネルギー消費強度(GDP単位あたりのエネルギー消費量)の低減」と「消費総量抑制」を求めている。元々は、第13次5カ年計画(2016~2020年)に併せて導入され、2021年から開始した第14次5カ年計画にも引き継がれた<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 中国のカーボンニュートラル宣言は2020年9月に習近平国家主席がしたことが良く知られているが、「2030年のカーボンピークアウト」そのものは、2015年6月に公布された『中国「強化应对气候变化行动—中国国家自主贡献」』にて発表されている。

<sup>2</sup> 第13次5カ年計画での双控政策目標では、2020年までにエネルギー消費強度を2015年比で15%削減、消費総量は標準石炭の50億トン以内に抑えることを、第14次5カ年計画では、2025年までにエネルギー消費強度を2020年比で13.5%削減、消費総量を標準石炭の60億トン以内に抑え、炭素排出量も2020年比で18%削減することを求めている。

今回の中国全土における大規模な電力不足は、双控政策が2021年から厳格化されたことによるものと見る向きも多いが、実際には2020年と2021年の削減目標割合は同程度といわれている。ではなぜ、今年9月に大規模な電力制限が行われたのだろうか。各地域の発展改革委員会は、毎年削減目標を設定しているが、2021年前半は前述のとおり、工場の稼働率が上がり、目標通りに削減が進まず、むしろ前年よりもエネルギー消費が増加している地域があった。増加している地域は今年8月に国家発展改革委員会から警告を受け、なんとしても第3四半期目標達成するために、翌9月にエネルギー多消費型の企業を中心に、電力制限を実施したというわけである。

### 3. 電力不足の状況は2022年以降には改善の見通し

この電力不足はいつまで続くのだろうか。中国政府は石炭の確保や電力の値上げなど、電力供給の回復に努めている。さらに新型コロナが世界各地で収束に向かい、東南アジア等の工場が稼働して正常に戻れば、中国国内の工場稼働率も適正化され、電力需要は減少に転じる。そうなれば、今後電力不足は改善されるだろう。しかし、新型コロナの感染が長引く場合には、今後も電力制限が広範囲で実施される可能性も高い。

双控政策による電力制限は、2021年内は続くと予測される。2021年1~6月の双控政策の目標を達成できずに警告を受け、9月に生産停止・電力制限が実施された地域では、第4四半期の目標を達成するため、エネルギー多消費型の企業を中心に、再度電力制限が行われるだろう。しかし、2022年以降は、今年9月のように突然実施されることはないと思われる。今回は、各地方政府とも目標未達の状況に対する準備をしていなかったため、8月の警告後に混乱が生じたが、来年以降は、より柔軟なエネルギー消費計画を作成すると見られる。具体的には、再生エネルギーの利用拡大、イノベーション、リサイクル、産業構造と生産能力の調整が挙げられる。今後も計画的な電力制限は実施されるものの、突然の電力制限や生産抑制は少なくなると予測されている。

### 4. 日系企業が取るべき対策

最後に、今回の問題に対して、日系企業に求められる対策を挙げたい。

まず、電力供給の需給バランス崩壊による電力不足に対しては、短期的に①製造ラインのシフトの変更（夜勤や休日稼働に切り替え）による電力ピークが重なることの回避、②自家発電機の設置等が考えられる。ただし、①は休日出勤の人件費が1.5~3倍とコスト高になり、②は再生エネルギー由来の発電機でないとは使用できない可能性がある。また、電力コストも通常の電力よりも高くなる。

双控政策への対応については、短期的な対策はないが、長期的には①省エネルギー設備・システムの導入、②エネルギー多消費型産業から省エネルギー産業への切り替え等が考えられる。これらの対策を取ることができれば、電力制限を受ける頻度は少なくなる。

今回の電力不足問題は、新型コロナや石炭確保の問題から生じた電力需給バランスの崩壊と環境政策である双控政策が重なったことが原因であった。2022年以降は、2021年と同じような規模・頻度での電力制限は生じないと見られるものの、今後、製造業は環境対応として消費エネルギー削減の対応も求められることになるかもしれない。中国に製造拠点を有する日系企業は、前述の対策など、電力確保やエネルギー消費構造の見直しが必要とされている。

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail : zhouyue@murc.jp、akane.yamanoi@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>

13 ページから 23 ページは、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部による寄稿レポートとなり、三菱 UFJ 銀行トランザクションバンキング部の見解、意見などを示すものではありません。

三菱 UFJ 銀行トランザクションバンキング部と三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部では、本寄稿レポートに関し見通し・シナリオのすり合わせや意見調整などは行っておりません。

三菱 UFJ 銀行トランザクションバンキング部は、本寄稿レポートに掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負うものではありません。



**2021年秋中国经济点検: 続く鈍い成長率、節目は次回の全人代か**

三菱UFJモルガン・スタンレー証券  
 インベストメントリサーチ部  
 チーフエコノミスト 李智雄

**2021年成長目標は容易に達成可能、短期的な電力問題などは収束へ、全人代で政策転換か**

中国经济は、回復基調が続いているものの、そのモメンタムは鈍い。但し、目標成長率を低く設定し、「量から質へ」と政策の焦点を変化させている政府が拡張的な財政政策を行う可能性は低いだろう。短期的な電力問題や部品不足の問題は徐々に収束。一方で、デフォルトの増加は、その負担を、不良債権買取り処理を行う金融資産管理会社 AMC が一部担うことで、金融システムに大きなストレスとならず。われわれは2022年初にかけて鈍い成長率が続くと考えている。ただ、減速が継続し、外需のモメンタム鈍化が顕在化すれば、やや積極的な政策を講じる必要が生じる。そのタイミングは、2022年の全国人民代表大会（全人代）か。

**2021年に入り鈍いままの中国经济を考える**

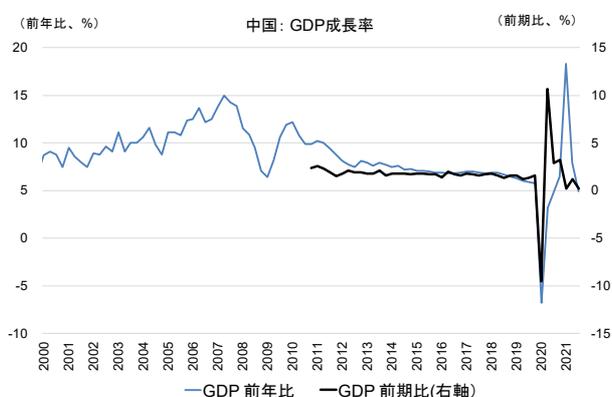
前期比で見た場合の実質 GDP 成長率は、2020年後半の+3%前後から、2021年は+1%前後へ鈍化した

中国经济の鈍い成長率は続いている。

具体的には、中国の2021年7~9月期の実質 GDP 成長率は前年比+4.9%と前期（4~6月期同+7.9%）より鈍化した。前年比で見て鈍化するの、2020年のベース効果からしてサプライズではない。但し、季節調整済み前期比ベースで見ても、7~9月期は+0.2%増と前期（4~6月期同+1.2%）より鈍化している。1~3月期（季節調整による改定後）の前期比+0.2%と同じ伸び率となっており、2020年後半（7~9月期同+2.9%、10~12月期同+3.2%）と比べてその伸び率は鈍い。

総じて見れば、2021年の中国の経済成長率は鈍い、と言えよう。

図表 1. GDP の推移（前年比、前期比）



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

2021年は、(1) 成長目標の低さ、(2) 財政正常化、(3) 自立的回復の弱さが特徴か

2021年に入ってから中国経済の成長率が鈍い理由は何か。それは、3つある。

まずは、(1) 2021年に設定されている成長目標が低い、という点だ。具体的には+6%以上と設定されている。2020年は新型コロナウイルスの影響で目標成長率が設定されなかったものの、その実績である+2.3%と、2021年の目標成長率を平均すれば+4.1%の成長率で十分であると設定されたわけだ。

次に、(2) 財政正常化に向け、財政拡張をいち早く止めた点だ。具体的には財政赤字対GDP比率は2021年に同3.2%と、2020年の目標3.6%よりも低く設定された。2019年が同2.8%だったことを考えれば、拡張的な財政ではあるものの、2020年よりも下げられた格好だ。また、財政赤字という定義には入らないものの、2020年に3.75兆元発行された地方专项債は、2021年は3.65兆元に減額されている。

そして最後に、(3) 自立的な回復の鈍さがある。例えば消費を見れば、2021年1~9月の消費は前年比16.4%増と、2020年1~9月期の同7.2%減と平均すれば、名目の伸び率では2年平均3.9%増に過ぎない。あるいは製造業固定資産投資は同じく1~9月期について2020年、2021年の2年平均で見ると3.6%増となっている。

図表 2. 2021年の主要経済目標と過去の推移

項目	2021年		2020年		2019年	
	目標	前年目標比較	目標	実績	目標	実績
実質GDP成長率(前年比%)	6.0以上	—	示さず	2.3	6.0~6.5	6.1
消費者物価指数(CPI、前年比%)	3.0前後	(↓)	3.5以内	2.5	3.0前後	2.9
都市部新規就業者数(万人)	1,100以上	(↑)	900以上	1,186	1,100	1,352
都市部登録失業率(%)	示さず	—	6.0前後	5.6	4.5以内	3.62
都市部調査失業率(%)	5.5前後	(→)	5.5前後	3.62	5.5前後	5.0~5.3
財政赤字(対GDP比)	3.57兆元(3.2%)	(↓)	3.76兆元(3.6%)	3.76兆元	2.76兆元(2.8%)	2.76兆元
地方政府专项債(対GDP比)	3.65兆元(3.2%)	(↓)	3.75兆元(3.6%)	3.75兆元	2.15兆元(2.2%)	2.15兆元
インフラ向け中央予算(億元)	6,100	(↑)	6,000	6,000	5,776	5,776
市場主体のコスト削減(兆元)	示さず	—	2.5	2.6	2.0	2.36

出所：人民日報、新華社報道より、MUMSS作成

自立的回復の弱さを考える：消費の背後に所得に対する期待薄、投資の背後には成長率期待の鈍化か

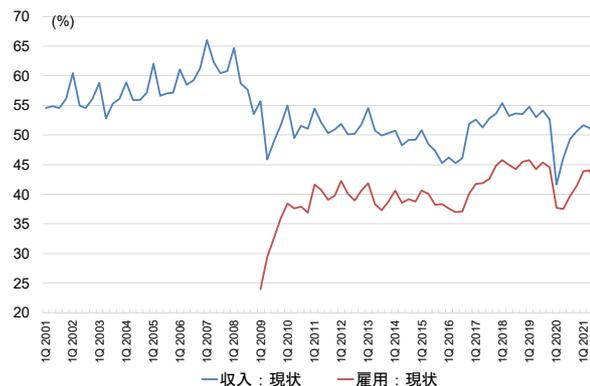
自立的回復が弱い理由は何か。まず消費に関しては、所得に対する見込みが低下している可能性がある。中国の労働市場に関するデータは種類も期間も限られているものの、例えばPMI雇用(PMI製造業と非製造業の雇用指数を雇用者数の割合でウェイト付けして加重平均したもの)と失業率の変化をともにZ変換したうえで比較してみる。すると、今回の新型コロナウイルスの影響時の特徴として、PMIで見た雇用状況ほど失業率は悪化していなかったこと、また雇用指数が大きく改善していないにもかかわらず、失業率が改善されていることが挙げられる。背景には、政府の雇用目標(例えば都市部新規就業者数目標1,100万人以上)があり、それを踏まえたうえで、企業は解雇ではなく、雇用保全を選んだ可能性が高い。

図表 3. 中国の PMI 雇用指数と失業率の推移



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

図表 4. 収入と雇用の DI：都市貯蓄者調査



出所：中国人民銀行より MUMSS 作成

だが、それはコストが保全されることも意味しており、そのため、企業は雇用者数を減らさない代わりに賃金（今後の所得見通しを含めて）を引き下げることで、景気減速に対応した可能性が高い。それが所得に対する期待を引き下げ、結果、弱い消費につながっていると筆者は考えている。例えば中国人民銀行の「都市貯蓄者調査」の現在の所得に対するセンチメントは、新型コロナウイルスの影響からは回復したものの、2017～2019年にかけての水準と比べて低く、2010～2016年程度の水準となっている。一方で、現在の雇用に対するセンチメントの動きは所得センチメントと似ているものの、新型コロナウイルスによる影響は収入ほど下がらず、またその後の水準としては2010～2016年よりは高い位置にとどまっているように見える。

ちなみに中国国内はゼロコロナ政策を堅持しており、感染者の出た地域を中心に移動制限などを強力に課すということをしているため、少数の感染者の発生でも経済、特にサービスに関連する消費の回復は鈍くなっているようだ。

企業の設備投資に関しては、中国政府が成長目標を低く保つ中、規制強化などの影響もあり、成長見通しが引き下げられたことが設備投資の鈍化に影響していると考えられる。

### 外需はプラス継続

なお、新型コロナウイルスの影響がグローバル経済において2020年対比で減じたことはプラスである。それは輸出の大幅な堅調さとなって表れている（2021年1～10月輸出は前年比32.3%増、2020年通年前年比は3.6%増）。

### 中長期的に、成長率の重要性は相対的に低下している

#### 第14次5ヵ年計画においてGDP目標は設定されていない

より大きな流れでは、次のことを念頭に置いておく必要があるだろう。

まず2021年より始まった第14次5ヵ年計画において、GDP成長率の目標を設定していないことだ。国家発展改革委員会の胡祖才副主任は2021年3月に「中国経済はすでに質の高い発展の段階に転換しており、単にGDP成長率をもって成績を評価してはならず、経済成長のために質、効果、生態環境に及ぼす結果を顧みないということはさらにはあってはならない」と説明している。

#### 進むサービス化は成長率の構造的な鈍化を示唆

中国経済は、産業構造上の「サービス化」が進んでいる。具体的には、中国GDPの産業構造別比率を見ると、サービス業を中心とする第三次産業の割合は1980年代以降拡張が続き、2012年に

は製造業を中心とする第二次産業を上回り、2020年末には54.5%となった。一人当たりの所得が上昇するにつれ、第三次産業の割合が高まることは先進国において一般に見られる現象であるが、問題は第三次産業における雇用者一人当たりの生産性（雇用者一人当たりのGDPとして計算）が、第二次産業よりも低いことである。

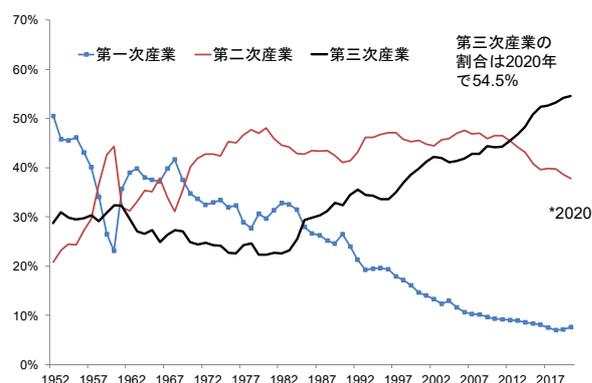
つまり「サービス化」が意味するものは、中国において、実質生産性が低い産業の裾野が広がっているということであり、中国経済が全体として成長率が上昇しにくくなっているということの意味する。結果、中国経済の成長率が鈍化しているというわけだ。

その結果、中国政府の政策の焦点は「量から質」へと変化している。GDPを軽視しているわけではないが、ほかに重要な論点——社会保障をはじめ、一般大衆の満足度を引き上げるべく、安全・安心に関わる規制強化や環境保護など——がより強調されているのが、第14次5ヵ年計画下の中国であろう。

### 2035年までに所得倍増という目標はあるものの…

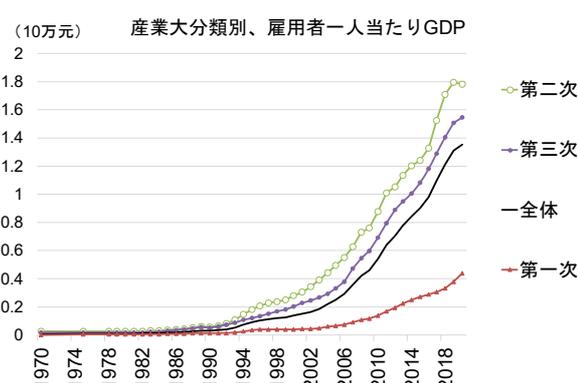
とはいえ、成長率を軽視できるわけでもない。それは2020年11月の習近平国家主席の次の発言による。国営新華社通信によると、習主席は共産党中央委員会での演説で「第14次5ヵ年計画の終わりまでに現在の基準で高所得国の地位を達成し、2035年までに国内総生産（GDP）もしくは一人当たりの所得を倍増することは完全に可能だ」と述べた。2020年末時点対比で2035年末の所得を倍増するためには、少なくとも年平均4.74%の成長率が必要となる。

図表 5. 中国 GDP の産業別割合



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

図表 6. 産業別雇用者一人当たり GDP



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

気になることがあるとすれば、「一人当たりの所得」は通常は名目で表すため、実質ではない可能性（つまり物価上昇分だけハードルが下がること）と、過去2020年までの所得倍増計画は新型コロナウイルスの影響もあり達成されなかったが、大きな話題にはならなかったことだ。さらには2021年の成長率が8.0%で完了した場合、2035年に2020年末対比で倍増するためには、今後年平均4.5%程度の成長率しか要請されないことになる。よって、現実的には実質GDP成長率+5.0%という大まかな基準を置きつつ、その数字自体に固執しすぎないのではないか、と筆者は考えている。

### 積極的な財政・金融政策が必要とされているわけではない

#### 2021年の成長目標は容易に達成可能だが、短期的にはいくつかの問題も

いずれにせよ、実質GDP成長率の1~9月期の累積前年比は9.8%増であり、10~12月期によほど大きなマイナス成長率を記録しない限り、2021年の目標成長率である「6.0%以上」は無理なく達

成できよう。政策の焦点も「量から質」へと大きく転換されている中、中国政府は積極的な財政拡大策などをとる可能性は低いと考えている。

むしろ外需の堅調さを背景に、これまで膨らんできたレバレッジの解消や、モラルハザードの解消を進めている可能性が高い。

ただ、年初から続く景気減速に、他のいくつかの減速要因が年末にかけて生じている。具体的には、電力問題、部品不足問題、不動産市場の一部混乱である。それぞれについて検討してみる。

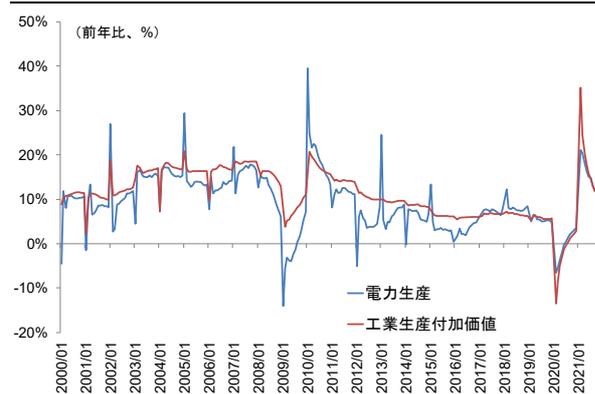
### 攪乱要因として：電力問題、部品不足問題、不動産問題など

#### 電力問題は今後も毎冬訪れそうだ

まず電力不足の問題がある。

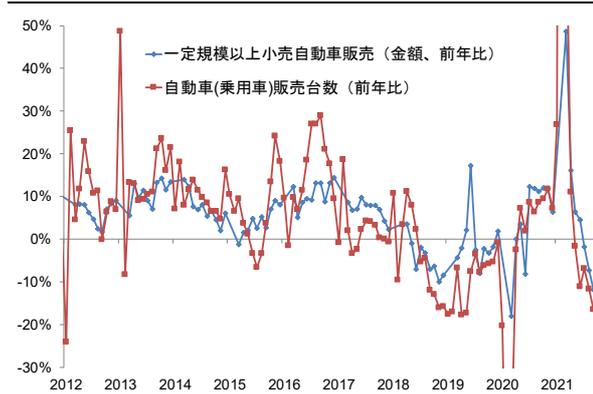
中国の一部地域では、9月半ばからエネルギーの消費と汚染が特に多い業界に対して生産・操業の停止を求める「電力供給制限」が実施された。その背景には、国家発展改革委員会が2021年8月12日に2021年上半期の各地の省エネルギーの目標達成状況を発表した中で、遅れが出ている地域があり、これを受けて、9月16日に国家発展改革委員会が再び、厳格な電力供給制限に向けた目標設定や、評価制度の整備などを求めたことがある。

図表 7. 電力供給と工業生産付加価値



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

図表 8. 自動車販売台数の推移



出所：中国国家统计局、中国汽车工业协会より MUMSS 作成

ただ、その後、石炭の増産や市場ベースの電力価格の変動幅を引き上げることで、コスト高分の価格転嫁を電力企業に可能にするなどの措置がとられたことによって、電力問題は解消に向かっている。

例えば国有送電会社の国家电网有限公司は、2021年11月7日、国内の電力不足は大幅に緩和されていると説明している。エネルギー高消費企業、高汚染企業などの一部を除き、「有序用电」政策（電力使用に対する管理強化）の対象となっている企業はほぼゼロとのこと。電力需要が増える冬・春季の見通しについて、一部地域で不足が生じる可能性はあるものの、引き続き発電用石炭・ガスの供給確保など、取り組みを続けていくとの考えが示されている。年末にかけて電力問題は解消に向かうと予想される。

#### エネルギー供給の多様化や産業構造転換には時間がかかる

但し、長期的には電力問題は毎冬生じる可能性がある。中国政府は今冬の石炭増産を承認した際に、次のことを明確に表明している。石炭発電ユニットを促進すると同時に、水力発電、原子力発

電、風力発電、太陽光発電、その他のクリーンエネルギー発電を促進する。また、高エネルギー消費型プロジェクトの生産能力を制限するが、一方で市民の電力制限は行わない。

つまり、短期的に市民にマイナスの影響を与えることに関しては積極的に介入するが、中長期的なトレンドとしてのクリーンエネルギーの割合上昇は変えず、ということの確認だろう。但し、エネルギー供給の多様化や産業構造の転換にはどうしても時間がかかってしまう。よって、しばらくは、9月から10月にかけて問題が生じた時のように短期的な電力需要が高まる際には、程度はあれ、同様の問題が生じる可能性はあるだろう。

#### 部品不足の問題はどうか

次に部品不足の問題がある。

特に車載チップ不足が自動車の生産に影を投げかけているものの、工業和信息化部の運行監測協調局長である羅俊傑・報道官は2021年10月19日、車載半導体の供給能力の向上に注力しており、第4四半期は前期比で供給不足が一定程度改善する、としている。

中国の自動車販売については、新型コロナウイルスの影響を受け、2020年3月に新エネルギー車への財政補助政策が2年間延長されたが、2021年からは補助金額が前年比で2割減額されたこともあり、低迷していた。そこに生産側の制約もマイナスの影響となったが、政策変更によるマイナス効果の剥落、生産側の要因剥落から、徐々に回復に転じる可能性があるだろう。

#### 不動産市場：需要面とマネー面の懸念を考える

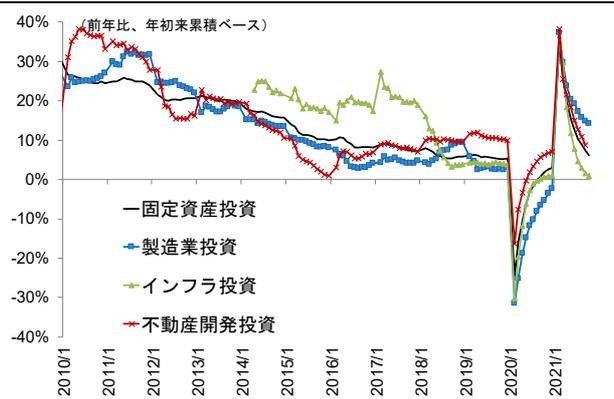
##### (1) 固定資産投資の一部としての不動産開発投資は、規制強化でも鈍化せず

それから不動産市場の混乱がある。不動産市場に関しては、(1) 経済の需要面から、不動産開発投資需要への影響と、(2) 一部企業の破綻による不良債権増加からくるマネー面での引き締めによる影響を考える必要がある。

まず(1) 経済の需要面から、不動産開発投資需要への影響であるが、短期的な減速にとどまる可能性が高いとわれわれは考えている。

これまでの経緯を振り返ると、習主席が「房住不炒（住宅は住むためのものであって、投機の対象ではない）」とのスローガンを掲げたのが2016年である。その結果、一部都市において不動産の価格規制や住宅ローン規制などが強化された。だが、興味深いことに、2016年以降の需要項目としての不動産開発投資の推移を見ると、規制の結果、減速するどころか、加速している。それは2019年に不動産を短期的な景気刺激に利用しないという方針を打ち出して以降も変わっていないように見える。それどころか、新型コロナウイルス禍で減速した経済を大きく支えたのは不動産開発投資であった。

図表 9. 固定資産投資の推移



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

一部都市で規制が強化されたにも関わらず、マクロ全体で見れば、不動産開発投資が加速した理由は、規制されていなかった都市において不動産開発投資がより活発であったからだと推察される。背景には、所得格差縮小のため、地方政府を中心に不動産開発がなされた可能性があり、今後も「共同富裕」という掛け声の下で、同じような動きは継続される可能性がある。

もちろん、不動産開発投資会社に関わる破綻などの問題を受け、金融環境が引き締まることで、短期的に不動産開発投資が減速する可能性はあるだろう。だが、マクロ経済全体の減速感が強まれば、所得格差縮小のため、地方政府を中心に不動産開発投資が再度活発化する可能性のほうが高いとわれわれは考えている。

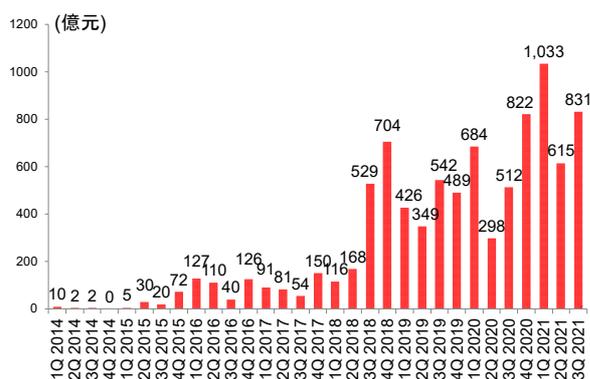
## (2) 不良債権は AMC が一部負担を肩代わりか

次に、不動産開発投資などを中心にデフォルトが生じ、それが不良債権となり、金融機関の重しになることから、貸し渋りや貸しはがしが生じる可能性を検討する。

たしかに不動産開発会社に限らずとも、中国企業のデフォルト（債務不履行）は高水準だ。例えば 2021 年 7~9 月期の社債デフォルト額は 831 億元と 4 四半期連続の前年差増となっている。

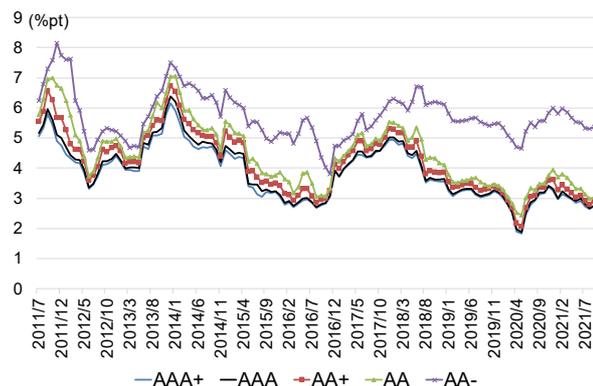
しかし、現時点では急激にその速度が加速しているわけではない。そもそもデフォルトが増え始めたのは 2018 年の後半である。これは、おそらく 2016 年中に供給過剰産業の淘汰が唱えられ始め、それが実際に影響したタイミングであると考えられる。政府主導によるものが原因とするならば、デフォルトが一部政府によって容認されているとも解釈できる。新型コロナウイルスの影響による経済成長の鈍化と、一部政府の容認の結果としてデフォルトが増加しているということであるならば、金融システミックリスクなどまで懸念する必要はないように思われる。

図表 10. 社債デフォルトの状況



出所：WIND より MUMSS 作成

図表 11. 社債クレジットスプレッドの動向

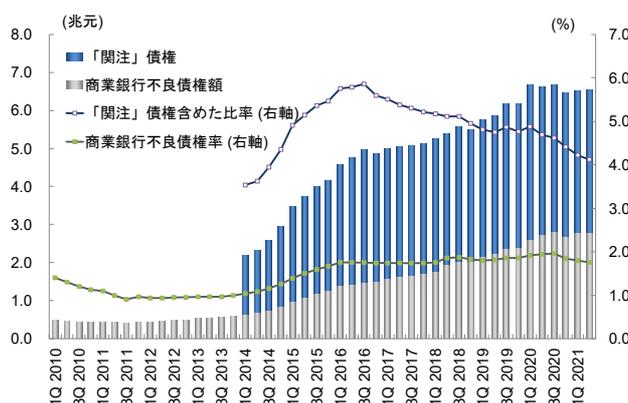


出所：中国全国銀行間資金調達センターより MUMSS 作成

問題はその先だ。デフォルトは不良債権として一部金融機関への大きな重しとなりうる。そこで不良債権比率を確認してみると、2021年第2四半期は1.76%と前期(1.80%)よりむしろ低下している。念のため、基準がより緩い「関注」ベースの不良債権予備軍を含めても、4.12%と前期(4.22%)から低下している。

背景には金融機関による不良債権処理の加速があると考えられる。中国には1999年までに設立された四大AMC(資産管理会社、いわゆるバッドバンク)のほか、2020年12月に認可された「中国銀河資産管理有限責任公司」の合計5つの中央政府系AMCが存在している。そのほか、地方版AMCも2017年の時点で55社あると報道されている。そのようなAMCへの売却(「直接償却」、会計帳簿から不良債権となった貸し出し額を切り離してオフバランスにする)を積極的に行った結果であると言えよう<sup>1</sup>。

図表 12. 不良債権比率の推移



出所：中国銀行保険監督管理委員会、WIND より MUMSS 作成

つまり、金融機関は不良債権を積極的にオフバランス化することによって、その負担をすでに大きく軽減させている可能性が高い。その結果、不良債権増加の問題は一部AMCによって負担されており、それは最終的には国家資金を通じて、中長期的な財政問題の一部となっていると判断され

<sup>1</sup> 例えば東方財富証券の記事参照 (<http://finance.eastmoney.com/a/202104211892773259.html>)。

る。よって、短期的な金融市場へのストレス増大となる可能性は減じていると言えそうだ。

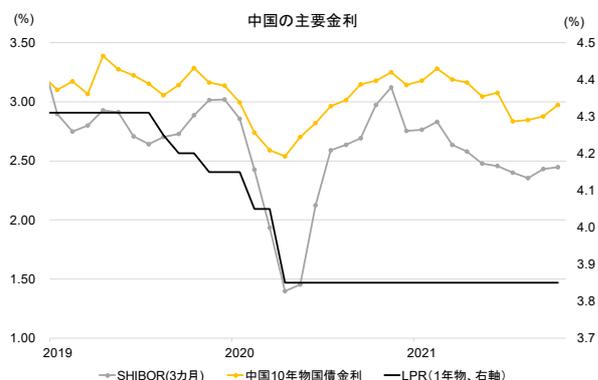
### 金融政策のスタンスを確認する

#### どちらかと言えば緩和的なスタンス継続

金融政策に対するスタンスはどうか。政策金利である1年物および5年物LPR（ローンプライムレート）は2020年4月より据え置かれている。1年以上据え置かれていることから、そのスタンスを読み解くことは難しいものの、(1)7月に預金準備率が引き下げられたこと、(2)代表的な市場金利であるSHIBOR3ヵ月物を見てみると、新型コロナウイルス前の水準を超えた2020年11月がピークで、そこからは徐々に下がってきていることから、経済成長率のモメンタムが鈍化していることに合わせて、緩和的なスタンスが維持されているのではないかと考えられる（『中国経済点検』『中国月報』2021年6月号【経済】参照）。

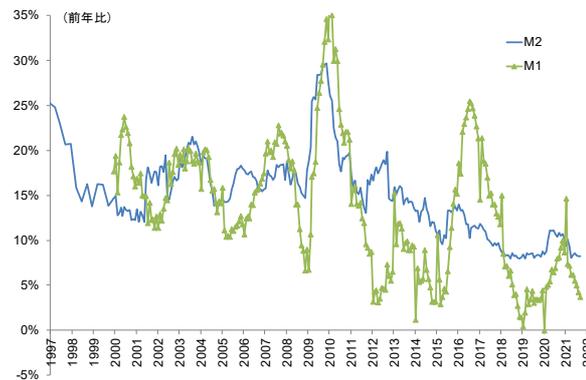
われわれは、(1)経済回復のモメンタムが鈍いこと、(2)短期的な経済へのマイナスの影響が見られていること（電力問題や不動産問題など）、(3)7月に預金準備率が引き下げられたこと、(4)政策金利は据え置かれているものの代表的な市中金利（例えばSHIBOR3ヵ月物）などは2020年末より低下基調にあるように見える、という理由から、金融政策のスタンスはどちらかと言えば緩和的に維持されている、と考えている。だが、足元の景気減速を受け、小幅な金融緩和追加の可能性はあると思われ、われわれは、次の一手はどちらかと言えば、政策金利（現時点ではLPR）の引き下げであると推察している。

図表 13. 中国の主要金利は2020年末より低下傾向



出所：中国人民銀行、中国全国銀行間資金調達センターよりMUMSS作成

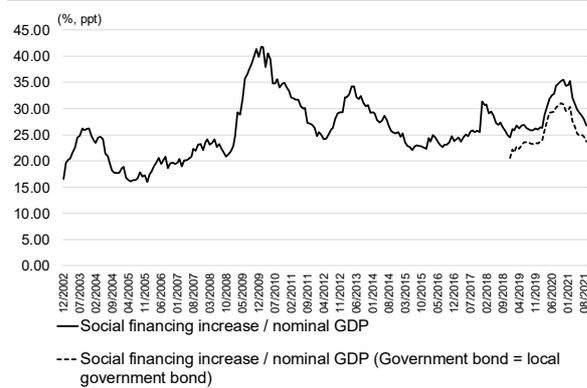
図表 14. M2 と M1 伸び率の推移



出所：中国人民銀行よりMUMSS作成

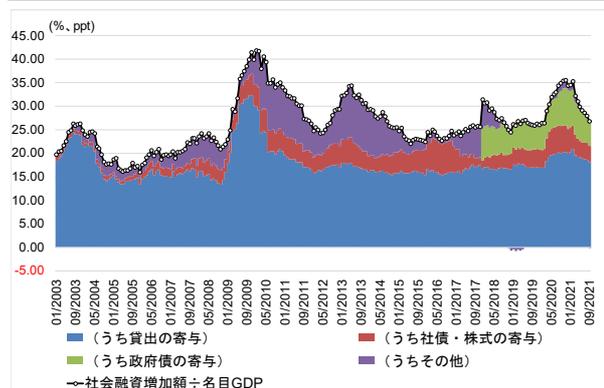
なおクレジットインパルス（社会融資総量の増加分のGDP比）を確認すれば、足元低下している。金融市場参加者の中には、同指数を中国経済の先行指標と考えている人も多いようだ。足元では低下傾向であり、今後の成長鈍化が示唆されていることがわかる。なお「クレジット」を分解してみれば、その波の多くは銀行貸出より生じていることがわかる。

図表 15. クレジットインパルスは低下



注：社会融資・GDP はそれぞれ 12 ヶ月、4 半期移動平均。社会融資には 2017 年から政府債、ABS（預金取扱金融機関）、償却が追加されている  
 出所：中国国家统计局、中国人民銀行、CEIC より MUMSS 作成

図表 16. クレジットインパルス変動の多くは銀行貸出



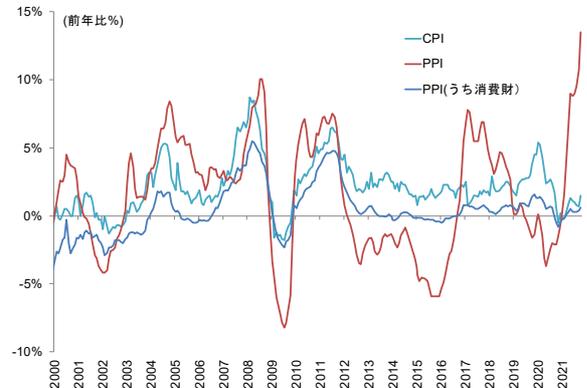
注：社会融資・GDP はそれぞれ 12 ヶ月、4 半期移動平均。社会融資には 2017 年から政府債、ABS（預金取扱金融機関）、償却が追加されている  
 出所：中国国家统计局、中国人民銀行、CEIC より MUMSS 作成

物価動向はどうか

PPI は 10 月がピークの可能性

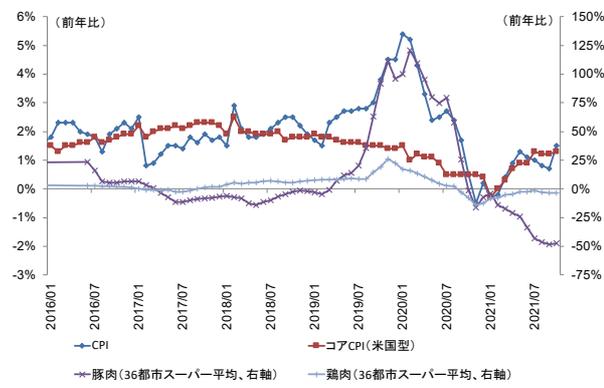
グローバルコモディティ価格の上昇やサプライチェーンのボトルネックなどを受け、生産者物価 (PPI) は上昇しているものの、需要の弱さを受け、PPI のうち消費財価格の上昇率は高くない。

図表 17. 主要物価指数



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

図表 18. CPI とコア CPI



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

過去の推移から判断すれば、消費財価格が大きく上昇している時に消費者物価指数 (CPI) は上がりやすいため、今後 PPI が加速すれば、CPI 上昇率が加速する可能性が出てくる。

だが、(1) 石炭価格や天然ガス、鉄鋼などの価格がピークアウトしていることから PPI が 10 月をピークに伸び率が鈍化する可能性があること、(2) CPI が多少上がろうともコスト高による影響が明確であること、(3) 一方で景気の本質的な弱さは鈍化していることから、物価動向は金融引き締め材料にはならないだろう。

**まとめ：鈍い成長率は続く、次の政策の転換は2022年の全人代か**

容易に達成可能な2021年の成長目標、2022年全人代でやや拡張へと向かうか

まとめると、中国の経済成長は、回復基調が続いているものの、そのモメンタムは鈍い。但し、目標成長率を低く設定し、「量から質へ」と政策の焦点を変化させている政府が拡張的な財政政策を行う可能性は低いだろう。短期的な電力問題や部品不足の問題は徐々に収束に向かっているようだ。一方で、不動産開発会社を含めたデフォルトの増加が今後生じたとしても、その負担を、不良債権買取り処理を行う AMC が一部担うことで、金融システムに大きなストレスとならずに済む可能性が高いと判断される。物価も今後はピークアウトしていこう。2021年末から2022年初にかけての鈍い成長率は続くとわれわれは考えている。ただ、減速が継続し、外需のモメンタム鈍化が顕在化すれば、より積極的な政策を講じる必要が生じてくる。そのタイミングは、2022年3月に開催されると考えられる全人代であるとわれわれは考えている。その一部の示唆が、2021年12月の中央経済工作会议関連の内容として報道されていくだろう。

図表 19. 今後の主要経済政治日程

時期	内容	注目点及び決定内容	
2021年	11月	中国共産党中央委員会全体会議 (6中全会)	来年党大会に向けての党内人事調整
	11月	党中央政治局会議	翌年も視野に方針決定
	12月中旬	中央経済工作会议	当年の総括と翌年方針の決定
2022年	2月	北京冬季五輪	—
	3月	全国人民代表大会 (全人代)	
	6月	習主席15日に69歳に	不文律の「68歳定年」を破るか
	8月	北戴河会議	最高幹部、経験者と意見調整
	10月頃	第20回中国共産党大会	習主席2022年秋に2期目の任期満了；次期党総書記の人事決定
2023年	3月	全国人民代表大会 (全人代)	次期国家主席の人事決定；予算、政策、目標の最終決定

出所：各種報道より MUMSS 作成

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券

インベストメントリサーチ部

李智雄

住 所：東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

E-Mail：lee-chiwoong@sc.mufig.jp TEL：03-6627-5234



人民元高圧力は鈍化の方向へ

三菱 UFJ 銀行  
グローバルマーケットリサーチ  
シニアアナリスト 井野鉄兵

2021 年のレビュー

中国人民元の対ドル相場は、1 月 4 日に 6.51 台前半で取引開始後、同日中に 6.45 台後半まで上昇した。その後、3 月前半までは 6.45~6.50 を中心とするレンジ推移となった。3 月は、ドル高地合いから、昨年 12 月初以来の 6.58 近辺まで下落したが、翌 4 月はドル高が一服し人民元高に転じ、5 月末には 6.35 台後半まで上昇している。一方、5 月 31 日に、人民銀行が外貨の預金準備率を引き上げ、市中銀行のドル買いを促す措置を講じると、6 月半ばまでに年初同様の 6.45~6.50 のレンジまで反落した。以降、8 月まで同水準で推移するが、9 月には中国恒大集団の債務問題への懸念が強まる一方、米中首脳が電話会談実施との報道から通商交渉の進展が期待され、小幅ながら人民元が水準を切り上げた。10 月初の国慶節後はさらに人民元高圧力が強まり、同 19 日には一気に 6.38 台前半まで上昇した。その後、米中首脳会談が実施されるなど、対米通商交渉の進展への期待が高まる中、本稿執筆の 11 月下旬までは同水準から 6.40 程度までの狭いレンジで推移した (第 1 図)。

対円相場は、15 円台後半で取引開始後、断続的に人民元高が進行。対ドル相場が年内高値となった 5 月末には 17 円台前半まで上昇している。その後、17 円絡みの水準に小反落すると、9 月下旬まで同水準で方向感なく推移するも、それ以降は総じて円安の流れに、10 月中には 17 円台後半に上伸した。本稿執筆直前の 11 月下旬には 2016 年 2 月以来となる 18 円台に到達している (第 2 図)。

第 1 図：人民元対ドル相場 (2021 年初来日足)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 2 図：人民元対円相場 (2021 年初来日足)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

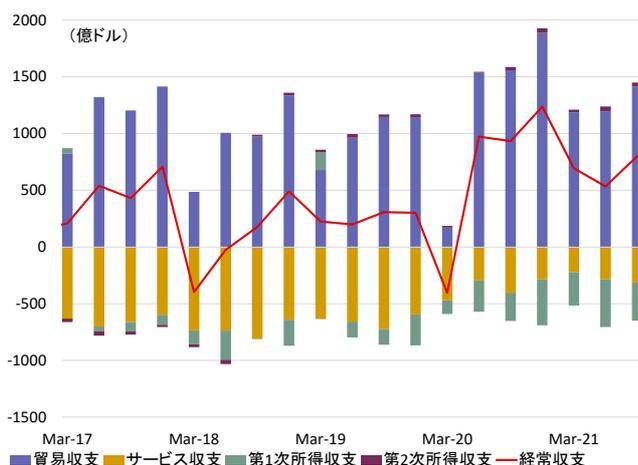
結局、人民元高が続いたが、その勢いは鈍化へ

2020年の対ドル相場は最大で10%を超える上昇を記録したが、2021年の値幅は本稿執筆時点で4%弱、トレンドも概ね横ばい圏と言える範囲内にとどまっている。一方、対円相場は2020年来の上昇トレンドが継続したことに象徴されるように、名目実効為替相場であるCFETS人民元指数は上昇基調を維持。2015年11月以来の高値を更新している。つまり、2020年のように「人民元高×ドル安」ではなくなったが、少なくとも「人民元高」は続いたと言える。

この2年の人民元高は主に、コロナ禍ゆえの経常収支の黒字拡大が牽引したものと総括できる。具体的には、貿易収支の黒字拡大と、サービス収支の赤字縮小が観測される(第3図)。貿易収支の改善は輸出の拡大が要因だ。中国国内はコロナ禍による全土的な経済機能マヒ状態から早々に脱したことで、輸出拠点としてのプレゼンスが向上。マスクなどの衛生用品や、世界的な在宅勤務の浸透などを反映した電子機器の需要拡大を追い風として、2021年も輸出の拡大が続く。一方、サービス収支は、コロナ禍による内外の国境閉鎖で中国国民の海外旅行がストップし、観光(旅行)というサービスの輸入が急減したことによる(第4図)。特に年中盤以降は、国内経済の減速や不動産セクターの債務問題など、ともすれば人民元相場にネガティブと見做され得る材料が頻出したものの、経常収支の黒字に伴う実需ベースの人民元買いニーズが勝る格好で人民元高基調が継続した。年末にむけて、輸出企業を中心として人民元への両替を待つドル資金が相当な規模で残存するとされている。FRBの金融政策を巡ってタカ派的なコミュニケーションが増え、ドル高が意識される環境となっているものの、潜在的な人民元買い需要が対ドル相場の「高止まり」を招いていると言えそう

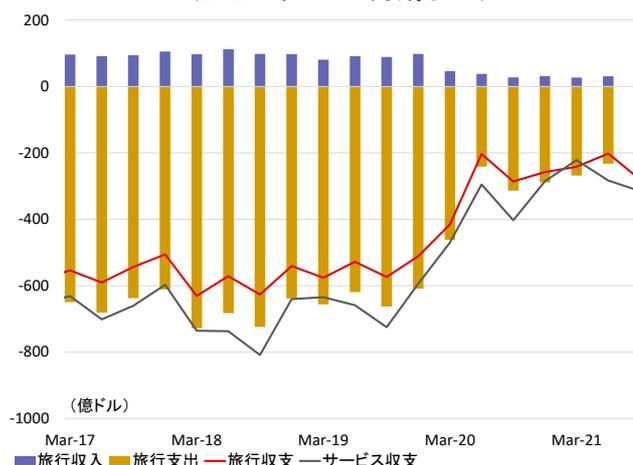
当面は、基礎的な国際収支からの人民元高圧力は継続しよう。ただし、世界経済がコロナ禍から本格的に脱却するにしたがって、2021年も続いた前年比増加率が20%を超えるような特需的な輸出の勢いは鈍化し、人民元高圧力も緩和されそう。海外旅行が「解禁」されれば、経常収支が急速に悪化し、人民元のトレンドが転換する可能性が高い。2022年後半のリスクとして認識しておきたい。

第3図：経常収支 (2021年7-9月期まで)



(資料) 中国SAFEより三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：サービス(旅行)収支 (2021年7-9月期まで)



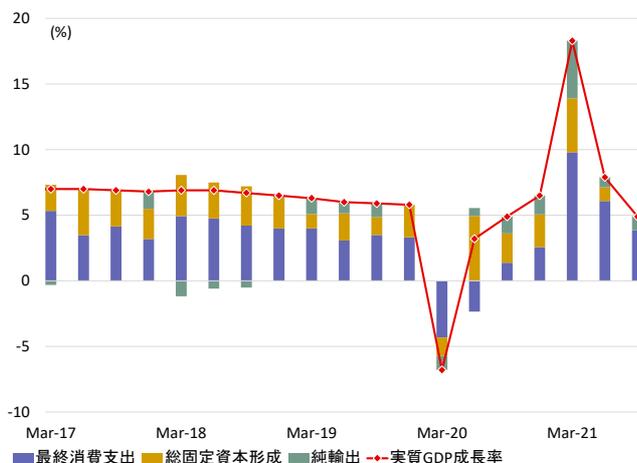
(資料) 中国SAFEより三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

国内経済減速感強まり、金融政策面では格差が意識される

国内経済は年初の見込み以上に減速感が鮮明となった。とりわけ年中盤以降は、世界的な商品価格の上昇に伴う原材料コストの増加、新型コロナ対策による行動制限強化、電力不足による生産抑制なども加わり、生産、消費、投資が総じて減速。7-9月期の実質 GDP 成長率は前年比+4.9%まで低下している(第5図)。この先も経済情勢の不透明感が高い。電源の大部分を占める石炭の国内調達を一時的に拡大したこと、企業向け料金の自由化を通じたコスト転嫁を進めることで、電力不足は一旦解消されているようだが、国内での石炭生産には天候リスクもあり、この先も需給ひっ迫のリスクが残る。また、原材料価格高騰についても、国家備蓄の放出や国内流通市場における価格統制といった対策を講じるが、これまでのところ生産者物価のインフレ抑制には至っていない(第6図)。さらに、政府はゼロコロナ戦略の継続方針を示しており、感染拡大が局地的な都市封鎖や国内移動の制限につながるリスクも残る。加えて、昨年来の不動産価格対策に端を発する大手企業の債務問題や、IT関連、学習塾関連企業への締め付けに代表される「共同富裕」へのシフトに伴う成長鈍化圧力も暫くは継続しそうだ。李克強首相はかかる環境を踏まえ、国内経済が「新たな下方圧力に直面している」とし、景気減速への懸念を公言する。

当局は、特に中小企業支援を念頭とした景気支援の姿勢を強めている。金融面では、年初時点では米国など諸外国同様に政策スタンスを引き締め方向に傾けるとの見方が一般的だったが、人民銀は7月に、銀行の中小企業への貸出余力創出を目的として預金準備率の引き下げに踏み切った。7月以降も景気減速が続く中で、内閣にあたる国務院は地方政府に対し特別債の発行増と、投資の促進を求める。人民銀は金融政策スタンス不変とするも、地方債発行を促す目的でも、追加の金融「緩和」期待は根強いと言えよう。とは言え、目先はインフレ懸念が強い環境が続きそうで、人民銀は身動きをとりづらい局面となろう。よって、2022年の景気対策は財政政策主導となりそうだ。ただ、国内の経済状況を踏まえると、少なくとも米国などのように金融政策の正常化、引き締めに向くことは考えにくい。内外金融政策の方向性の違いが鮮明になり、金利差の縮小を通じ人民元高を抑制しよう。世界国債インデックスへの中国国債組み入れによる海外投資家の中国国債投資ニーズに支えられ、一方的な資金流出には至ることはないと考えるが、対ドル相場などではやや人民元安となる可能性を孕んでいるとみておきたい。

第5図：実質 GDP 成長率  
(需要項目別、2021年7-9月期まで)



(資料) 中国国家统计局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：消費者物価指数と生産者物価指数前年比上昇率



(資料) 中国国家统计局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

当局は人民元相場をどう考えているか

対ドル相場は概ね横ばいで推移しつつも、水準は2018年半ば以来の高値圏にある。対円相場は2016年2月、人民元指数に至っては2015年11月以来の高値圏に到達しており、指数は昨年のおよむコロナショック時の安値から24%強も上昇したことになる。輸出競争力の観点では、相当な足かせになっていると言えよう。しかし、外貨準備の動向や、国営銀行による外国為替取引の状況を見るに、ここもと当局が積極的な人民元高抑制に動いている様子はいかたがえな。

これはまず、足元のインフレへの対応という面があろう。原油、鉄鉱石、石炭と価格が高騰する原材料は、ドル建取引が一般的である。人民元高容認で価格上昇を相殺できてはいないが、インフレ抑制の政策的優先順位は高く、価格上昇のインパクトを和らげるスタンスを取ることは求められよう。少なくとも対ドル相場での下落は促しにくい。次に、対米関係を念頭とした面が考えられる。年後半に入り、米国との対話が活発化し、11月にはオンラインながら首脳会談も実現した。通商交渉において中国は、米国が賦課する対中輸入関税の撤廃を求める一方、米国は中国が対米輸入を拡大させる2019年の「第1弾」合意の履行を求める。中国側が合意を充足するのは難しい情勢ゆえ、中国は何らかの代替カードを切る必要があり、その一つが経常収支の改善に沿った人民元高容認とみられる。人民銀は「合理的かつ均衡のとれた水準」で人民元相場を維持する方針を掲げているが、このところ、為替相場は「上下に動くもの」と説諭するような場面も目立つ。別途、人民元の国際化を標榜する中国当局にとって、足元の人民元高を容認せざるを得ない内外環境は、むしろ渡りに船とも言える面もありそうだ。

もっとも、年内高値を記録した5月31日には外貨の預金準備率を引き上げ国内銀行のドル買いニーズを作ったように、特に対ドル相場での人民元高進行には相応に対処する方針も不変だろう。また、一連の当局の姿勢の変化は、環境が変われば人民元安を促す方向にも働きそうだ。実際、人民銀は国内企業に対しては過度な為替リスクをとらないよう警告を続ける。近い将来、恣意的な人民元安誘導に転じることはなさそうだが、コロナ禍後に予想されるファンダメンタルズの悪化に際しては、対ドル、対円ともに相応の揺り戻しがあるとみておきたい。なお、対円相場については、円安主導の上昇要因が剥落することも踏まえ、これまでの反動からやや下落基調を辿ると予想する。

2022年の予想レンジ

	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
対ドル	6.300～6.500	6.325～6.575	6.375～6.625	6.425～6.675
対円	17.2～17.9	17.1～17.8	16.9～17.6	16.7～17.4

(2021年11月29日)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ

シニアアナリスト 井野鉄兵

Tel : 03-6214-4185 E-mail : teppei\_ino@mufg.jp



## 「華南ビジネス最前線」 第52回 ～深圳前海・横琴における最新改革開放政策

三菱UFJ銀行  
アジア法人営業統括部  
アドバイザー室

2021年9月5日、中国共産党中央委員会及び国務院は「横琴広東・マカオ深度協力区建設総体方案」(以下「横琴方案」)、6日に「全面深化前海・深港現代サービス業協力区改革開放方案」(以下「前海方案」)を公表した。この2つの方案では、横琴広東・マカオ及び深圳前海・香港それぞれ両地域の協力関係をより一層深化させ、高水準の革新開放体制を構築し、国際競争力を向上させると同時に、国家戦略発展へ統合する目的が示されている。本稿では、「前海方案」と「横琴方案」の内容について簡単に紹介したい。

### 1. 背景

前海深港現代サービス業協力区(以下「前海協力区」)は2010年に立ち上げられ、「香港に寄り添い、中国本土へサービスを提供し、世界に目を向ける」という方針が掲げられてきた。それ以来、GBA<sup>1</sup>建設を推進し、深圳における中国の特色ある社会主義先行モデル区建設を支持し、香港市民の中国への帰属意識を高めることに重要な役割を担っている。今回の「前海方案」では前海協力区の役割をより一層強化し、革新開放を牽引する原動力となる内容が盛り込まれている。

横琴は2009年に一国二制度の枠組みのもと、広東省・マカオ・香港間の緊密な協力発展の模範区として珠海経済特区に編入された。インフラ建設や対外開放のレベルの向上に力を注いできたが、横琴の経済・産業は依然として発展途上であり、マカオへの経済貢献も不十分で両地域の一体化発展の強化が必要とされた。今回の「横琴方案」によって、横琴広東・マカオ深度協力区(以下「横琴協力区」)の新設が決定された。

「前海方案」と「横琴方案」はともに、広東省・香港・マカオの協力関係を強化させ、深化改革と対外開放において先行的モデルとなることを目的としているが、両方案の政策は異なる方向性を持っている。前者は現代サービス業における前海と香港の産業の協同、規制面の相互接続による世界一流のビジネス環境を整備することに重点を置き、後者は横琴島を重要なプラットフォームとしてマカオの多元化発展の達成を目指している。以下では、二方案の概要を比較した上で、重点となる政策内容を整理したい。

<sup>1</sup> GBA(グレーターベイエリア)とは、広東省珠江デルタ地域の9つの都市(深圳、東莞、惠州、広州、肇慶、仏山、中山、珠海、江門)と、香港及びマカオ特別行政区から構成される都市圏である。

2. 「前海方案」と「横琴方案」の主な内容

【表1】「前海方案」と「横琴方案」の比較

項目	前海方案	横琴方案
発展目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>2025年までに開放型経済体制を整備し、グローバル競争力を備えたビジネス環境を初歩的に作り上げ、ハイエンド要素を集積して波及効果が強い現代サービス業を発展させ、GBA発展の重要な牽引役となる</li> <li>2035年までに高水準の対外開放体制を強化し、ビジネス環境を世界一流の水準に到達、香港・マカオ産業との共同連携による質の高い発展を果たして革新的な経験を広く普及させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2024年までに広東省政府とマカオ政府の共同運営・管理・収益享受体制を整備し、公共サービス・社会保障制度における統合を推進し、横琴とマカオの一体化発展体制を構築</li> <li>2029年までに協力区とマカオ経済とのマッチングを全面的に確立し、一体化発展のレベルを向上させ、マカオ経済の多元化を図る</li> <li>2035年までに協力区における経済・科学技術の競争力を大幅に上昇させ、横琴とマカオの一体化発展体制を最適化し、マカオ経済の多様化を実現</li> </ul>
実施範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>前海協力区の面積を従来の14.92km<sup>2</sup>から8倍以上の120.56km<sup>2</sup>に拡大（広東自由貿易試験区蛇口区を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>横琴協力区を横琴の「一線」と「二線」<sup>2</sup>の間の税関監督エリアに設置、面積は約106km<sup>2</sup></li> <li>マカオ大学横琴キャンパスと横琴出入境検問所のマカオ管轄区の管理権限は全国人民代表大会常務委員会よりマカオ政府に委譲され、マカオの制度と規定が適用される</li> </ul>
管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>GBA建設指導チームの仕切りのもと、広東省政府と深圳市政府がプロジェクトを管理・推進</li> <li>国家発展改革委員会よりプロジェクトを協調・評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協力区を広東省による直接管理地域に昇格</li> <li>GBA建設指導チームの仕切りのもと、広東省政府とマカオ政府による共同開発管理委員会を設置し、ダブルチーフ制で広東省省長とマカオ行政長官がトップに着任</li> <li>マカオより開発執行委員会の主要責任者を任命</li> <li>投資収益を享受する制度を構築し、協力区へマカオ企業誘致や就職拡大等における実体経済分野に助成金を支給する</li> </ul>

【表2】「前海方案」の内容

分野	概要（抜粋）
現代サービス業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>現代サービス業において国際レベルを満たす標準体制を構築し、標準化パイロット政策を展開</li> <li>国際貿易港を建設し、空・陸・海一体となった複合一貫輸送を実施</li> <li>サービス実体経済を目指した金融業態を促進</li> <li>グリーン・スマートサプライチェーンを発展</li> <li>前海湾保税港区の最適化発展に基づき、オフショア貿易を規範としながら発展させる</li> <li>国際船舶登録と関連制度の改革を研究</li> </ul>
科学技術の革新	<ul style="list-style-type: none"> <li>AI、ヘルスケア、フィンテック、スマートシティ、IoT、新エネルギー、新材料、海洋技術に注力</li> <li>広東省・香港・マカオ共同での新型研究施設開発を支援し、イノベーション協同管理</li> </ul>

<sup>2</sup> 横琴島とマカオの間のボーダーは「一線」による貨物の通関管理を簡素化させ、横琴島と本土との間のボーダーは「二線」による人の往来を制限しないものの、貨物の通行は輸出品とみなされる。

	<p>制度を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ハイエンド人材の基地を建設し、グローバル人材向けのサービス、スタートアップファンド、インキュベーターなどを充実させる</li> <li>▪ イノベーション発展に有利な法制度や国際経済貿易規則の制定を検討</li> <li>▪ 知財を創造し保護し運用する知財エコシステムを構築</li> </ul>
ビジネス環境の最適化	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 深圳経済特区の立法権を活用し、投資者保護条例、外資・民間企業の権利保護体制等の制定を研究</li> <li>▪ 議事仲裁関連の公平競争委員会の設立を模索し、法治的・国際的ビジネス環境を促進</li> <li>▪ 税収、貿易、投融資、グリーン発展等の分野において、信用体系を基礎とした市場改革を推進</li> <li>▪ クロスボーダー政務サービスの円滑化を推進し、交通・通信・情報・決済等の分野において香港・マカオの標準と規則の相互結合を検討</li> <li>▪ 香港・マカオの若者に就業・生活・起業等の分野における利便措置を提供</li> <li>▪ 香港・マカオの国際的高水準の病院と連携し、協力区での機構開設を支援</li> <li>▪ 海外人材の受け入れの開放・管理制度を確立</li> </ul>
法定機関体制改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 法定機関が政府地域ガバナンスの機能の一部を引き受ける体制を推進</li> <li>▪ 条件を満たす香港・マカオ・海外出身の協力区居住者による法定機関での職務就任を研究</li> </ul>
サービス貿易の自由化	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ サービス業における職業資格・サービス標準等の認証制度の一体化を促進</li> <li>▪ 香港・マカオの大学と国際的に知名な大学を誘致</li> <li>▪ 海外市場向けの文化製品の開発・創作を支援</li> <li>▪ 香港・マカオの医療機関による進出を支援し、相互連結を利便化した管理体制を構築</li> </ul>
金融開放	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 香港金融マーケットとの相互接続、人民元クロスボーダー使用、外貨管理利便化等の領域においてパイロット政策の導入を継続</li> <li>▪ 人民元・外貨統一の銀行口座のパイロット政策を展開</li> <li>▪ 条件を満たす金融機構によるクロスボーダー証券投資等の業務を開放</li> <li>▪ 国際保険機構の発展を支援</li> <li>▪ 広東省・香港・マカオが統一したグリーンファイナンス基準の設置を模索し、中国本土の企業向けの香港・マカオ市場を活用したグリーンファイナンスサービスを提供</li> <li>▪ クロスボーダー貿易金融、国際支払清算に関する新規制を模索</li> <li>▪ 香港証券取引所前海連合取引センターでの大口商品現物取引を支援</li> </ul>
法整備関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 協力区にて国際法律サービスセンター及び国際商事紛争解決センターを建設</li> <li>▪ 協力区での香港法律の適用及び香港を仲裁場所として民商事案件を解決できる機制を模索</li> <li>▪ 外国・香港・マカオの弁護士事務所による代表機構の開設を支持</li> <li>▪ 外商関連の案件に対し、香港法律専門家による前海裁判所の出廷を支持</li> <li>▪ 広東省司法行政部門での登記と國務院での備案を前提に、海外でも知名となる仲裁解決機関の設立・業務展開を認可</li> </ul>
グローバル協同参与	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 香港を活用し、投資保険等専門サービス分野による協力区企業の海外発展を支援</li> <li>▪ 国際貿易港と自由貿易園區との協力を強化し、クロスボーダー貿易に関するビッグデータプラットフォームを構築</li> <li>▪ 出入境検問所におけるデータ連動・認証書類の相互認可等による地域間・多国間の投資貿易の円滑化を推進</li> <li>▪ 文化領域における対外開放を拡大し、ソフトパワー基地を構築</li> <li>▪ 深圳空港にある出入境検問所にて車両の輸入通関窓口の建設を支援</li> <li>▪ 深圳国際コンベンションセンターを活用し、一流の国際コンベンション主催ブランドを目指す</li> </ul>

【表3】「横琴方案」の内容

分野	概要 (抜粋)
科学技術・ハイエンド製造業推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 急成長する科学技術向けのインフラ施設を建設し、産業・学校・研究機構との協力による先行基地を建設</li> <li>▪ 協力区にてGBA国際科学技術のイノベーションセンターの建設を推進</li> <li>▪ 集積回路、電子部品、新材料、新エネルギー、ビッグデータ、AI、IoT、生物医学産業を発展</li> <li>▪ IPv6<sup>3</sup>による応用モデル項目、5G、次世代のインターネット産業群の発展を促進</li> </ul>
現代金融業の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 協力区にて中国↔ポルトガル語圏の国に向け金融サービスプラットフォームの建設を支持</li> <li>▪ 多通貨による起業投資ファンドとPE投資ファンドの設立を支援</li> <li>▪ 外資によるハイエンド技術産業とイノベーション企業への投資を支持</li> <li>▪ クロスボーダー人民元決済業務を推進</li> <li>▪ イノベーション発展の資産管理・ボンドマーケット・融資リース等現代金融業を支持</li> <li>▪ マカオ資本の金融機構による横琴での銀行開設・保険業参入の規制を緩和</li> <li>▪ クロスボーダーにおける車両保険、商業医療保険、信用状保険等の業務展開を支持</li> </ul>
企業・人材誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 条件を満たす企業は15%の企業所得税優遇税率が適用</li> <li>▪ 条件を満たす資本項目による支出は、発生当期に一度のみの税引き前の税金控除、または加速償却とアモチゼーションを許可</li> <li>▪ 協力区にて設立した観光業、現代サービス業、ハイエンド技術産業において域外直接投資による所得に対して免税</li> <li>▪ ハイエンド人材・不足人材に対し個人所得税の税率は最高15%</li> </ul>
マカオ住民の生活便利化	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 金融・建設・プランニング・設計等の分野において、条件を満たすマカオ等の域外専門資格人材は協力区にて備案提出後、域外就業経験が域内就業経験として見なされる</li> <li>▪ マカオ等域外専門資格を所有する医療領域人材の域内就業資格取得を支援</li> <li>▪ 協力区にて起業・就業する若者に広東省とマカオ両地域における補助制度のダブル享受を推進</li> <li>▪ 協力区にて就業するマカオ市民に対し、マカオにおける個人所得税を超えた部分に対して免除</li> <li>▪ マカオで登録した医薬品と医療器械等が指定の医療機構にて使用可能</li> <li>▪ マカオのモノレールを協力区と珠海範囲まで延長させ、中国本土の交通ネットワークとの連結を支持</li> </ul>
物・人の出入りの円滑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 「一線」(協力区とマカオの間)を開放し、輸出入貨物における申告手続きを簡素化</li> <li>▪ 横琴における免税・保税不適用ネガティブリストの調整を研究し、リスト以外の品目は免税・保税を認める</li> <li>▪ 「二線」により本土から協力区への貨物貿易は輸出と見なし、増徴税と消費税の還付を実施</li> <li>▪ 協力区での加工による付加価値が30%以上の場合、中国本土に輸入する際の関税を免除</li> <li>▪ 人の出入りに対し「一線」における制限を緩和し、「二線」における制限を廃止</li> <li>▪ マカオ大学横琴キャンパスと横琴出入境検問所間の専用通路の建設を推進</li> </ul>

<sup>3</sup> IPv6 (Internet Protocol version 6) とは、インターネット通信規格の1つである。現在のインターネット環境では「IPv4」という通信規格が基準となっており、IPv6はIPv4の次世代バージョンにあたる。

<p>クロス ボーダー 金融開放</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 協力区・マカオ・香港オフショア金融市場との連携を強化し、電子監視システムの構築を模索</li> <li>▪ クロスボーダー資本の自由な出入りと資本項目の両替規制緩和を模索</li> <li>▪ 新しい外債管理体制の設立を模索し、取引において外債管理体制をパイロット導入し、外債資金の両替の利便化を向上</li> <li>▪ 条件を満たす非金融企業に対し、マクロプルーデンスの管理方式のもと、実需に基づいた外債調達の実現</li> <li>▪ 特長と優位性のある産業発展の支援のほか、海外上場と債券発行等を支持し、送金管理を簡素化させる</li> </ul>
<p>市場進出 利便性の 向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 市場への参入制限を緩和し、ネガティブリスト対象外の業種に対し、原則承認なしで参入を許可</li> <li>▪ 健全な備案制度を確立し、市場主体が相応な要求を承諾すれば、関連資料を提出後、投資・経営活動が実行可能</li> <li>▪ 投資者に対し投資貿易展開の要求、持分比率、業種参入等の制限を緩和</li> <li>▪ 協力区における市場参入特別措置の政策を制定</li> </ul>

### 3. まとめ

「前海方案」における目新しい施策としては、香港・マカオ・海外出身者による前海法定機関への就任可能や、出入境検問所のデータ連動促進による輸出入手続きの円滑化等が挙げられる。これらは過去に発表された「深圳に中国特色的な社会主義先行モデル区を建設するための意見」<sup>4</sup> や「深圳経済特区前海深港現代サービス業協力区条例」<sup>5</sup> でも言及があり、第14次五カ年計画に合わせた深圳・前海政策が相次ぐ中、本方案にて従来の政策を改めて整理・統合したものと位置づけられる。香港と前海における規制・体制の相互接続を引き続き目指し、両地域の協働関係をより一層緊密にしたい中国政府の意思と捉えられよう。

「横琴方案」では、新型コロナ禍で打撃を受けたマカオに対して、カジノ収益への依存度が高い産業構造から転換させる方針を示した。広東省政府と収益を共有し、緊密な連携を取りつつ、マカオは単一の収入源に頼らず更なる広い土地で「新技術」、「新産業」、「新業態」、「新スタイル」に注力していくことによって、適度な多元化発展を達成することが期待されている。

一方、横琴の一部を管轄地としてマカオ政府に委譲する動きがある中、香港に前海の協同管理・行政参画するような要請が見受けられなかったことに対し疑問の声も上がった。これは、横琴の協力を得て産業の多元化発展による経済転換を目指すマカオとは異なり、香港は自身の規制上の優位性を活かしつつ、前海のビジネス環境改善を牽引する役割が与えられているため、土地の行政管轄まで香港政府に委ねる必要性は当面ないと判断されたためであろう。

このほか、香港は土地不足による産業発展や住宅供給等の課題を抱えており、前海協力区の大幅な拡大は香港に産業補完の効果をもたらすことが期待できよう。特に港灣やハイテク園区等が今回の前海協力区の拡大対象になっており、規制・体制の相互接続により両地のビジネス親和性が高まっていく中、香港進出企業や人材にとってはより広い土地で活躍する機会が与えられたと言えよう。実際、10月6日に公表された香港政府施政方針演説<sup>6</sup>では、深圳に隣接する香港北部に300km<sup>2</sup>規模の「北部都会区」を形成する構想が発表され、住宅供給など民生問題の解決を図りながら、深圳と一体となってイノベーション産業を発展させる方針が示された。

<sup>4</sup> 詳細は当室作成のニュースフォーカス2019年第10号をご参照：[https://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/1014\\_ext\\_02\\_0.pdf](https://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/1014_ext_02_0.pdf)

<sup>5</sup> 詳細は当室作成のニュースフォーカス2020年第12号をご参照：[https://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/1256\\_ext\\_02\\_0.pdf](https://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/1256_ext_02_0.pdf)

<sup>6</sup> 詳細は当室作成のニュースフォーカス2021年第11号をご参照：[http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/1392\\_ext\\_02\\_0.pdf](http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/1392_ext_02_0.pdf)

また、従来推進されてきた人民元のクロスボーダー活用も、前海協力区の拡大により、開放が更に加速することが見込まれる。実際、前海方案が発表された同月に「越境理財通（クロスボーダー・ウェルス・マネジメント・コネクト）<sup>7</sup>」と「債券通（ボンドコネクト）」における「南向通」<sup>8</sup>も始動した。今回の方案は、金融開放策のパイロット導入地としての前海を再確認した形であり、今後香港における国際基準との繋ぎ役の重要性は増していくだろう。当室では、金融開放策をはじめ引き続き香港・GBA 関連の政策に注視していきたい。

(本稿はニュースフォーカス 2021 年 10 月 12 日発行分を一部修正したレポートです)

三菱 UFJ 銀行 アジア法人営業統括部 アドバイザリー室

住所：9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：Kana\_hm\_chan@hk.mufg.jp

TEL：852-2823-6666

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、東アジアのお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。

<sup>7</sup> 越境理財通（クロスボーダー・ウェルス・マネジメント・コネクト）とは香港とマカオを含めた GBA で個人投資家による金融商品への相互投資を認めるスキームであり、2021 年 9 月 10 日に施行細則が発表された。

<sup>8</sup> 債券通（ボンドコネクト）とは香港と中国本土間の債券市場における相互取引のスキームである。香港の投資家が本土の債券市場に投資する「北向通」はすでに導入されており、本土の投資家が香港の債券市場に投資する「南向通」は 2021 年 9 月 24 日に正式に始まった。

**税務会計:「中華人民共和国税関行政処罰案件処理手順規定」改訂版の公布**

KPMG中国  
税務部  
平澤尚子

**概要**

2021年7月15日付で改訂された「中華人民共和国税関行政処罰案件処理手順規定」(公告2021年第250号、以下「新規定」)が正式に施行された。税関は、公正性と公開性を確保し、処罰と指導を組み合わせた行政処罰の新原則を十分に遵守した上で、行政処罰案件を処理する。

「新規定」は、輸出入関係者が待ち望んでいたものである。中国税関の新たな通関全体改革が全国レベルで展開されて以来、通関業務に係る企業の自主的な選択を尊重することを前提として、税関は、「事前申告」「2つのステップによる申告(まずは概要申告による貨物を受取り、後日詳細申告を行う)」などの業務改革を積極的に推進しており、通関効率を大幅に向上してきた。

また、中国税関は、全体的で正確なリスク予防と管理を推進すると同時に、徴税、監督管理、査察及び密輸防止に関しては、これまでどおりの方針を継続している。この企業による自主申告の推進と税関による事後監督管理の強化に伴って、ますます多くの税務申告上の問題が特定され、大量の税関行政処罰案件が発生し、かつ増加し続けている。統計上の誤りや誤分類など、それほど深刻ではない行政案件の処理に大量の税関リソースが充てられている。企業は効率が向上した通関サービスを存分に享受できることと引き換えに、申告に問題が生じた場合には事後行政処罰を科されるなど、深刻な事業経営上のリスクに晒されている。

税関は、「新規定」の改訂・公布に先立ち、すでに軽微な税法違反行為など深刻ではない案件について、企業の自主的な開示を通じて行政処罰を免除する政策を打ち出した。また税関は、違反事実が明確だが違反行為が軽微な案件に対して、簡易案件処理手順を適用して案件の処理効率向上を図っている。

改訂された「新規定」では、税関の行政案件処理手順に関する複数の要件を明確にした。これにより、税関は軽微な違反行為、または初回違反で、かつ適時に是正されて深刻な事態に至らなかった案件に対して、行政処罰を科さないとしている。また、税関は、企業に主観的過失がないことを証明できる案件に対しても、行政処罰を科さないものとしている。加えて、「新規定」では、回避、管轄、案件調査、処理、ヒアリングなどに関する規定を統一した。さらに、その場で行政処罰を決定する簡易プロセスや、証拠収集、審査、承認などのプロセスを簡素化した迅速な処理手順を追加した。これは、税関が行政・法執行において、公平と公正を重んじながら、寛大であるが厳格に、効率向上に配慮している原則を表している。

具体的な改訂内容

公告 2021 年 第 250 号	重要な追加・改訂内容
第 1 章 総則	第 3 条 税関は、行政処罰案件の処理において、公正・公開の原則を遵守し、処罰と指導を組み合わせるものとする。
第 2 章 一般規定	第 7 条 税関は法律に則り、文字や音声映像などの形で、行政処罰の開始、調査と証拠収集、審査、決定、送付、執行などの全プロセスに対して記録し、ファイリング・保存するものとする。
第 3 章 案件調査	第 30 条 当事者または関係者は、法の執行者に対して法律執行証の提示を要求する権利を有する。法の執行者が法律執行証を提示しない場合、当事者または関係者は、調査または検査を拒否する権利を有する。 第 44 条 テスト、検査、検疫、技術鑑定の結果は、当事者に通知するものとする。
第 4 章 行政処罰の決定	第 56 条 違法行為が軽微であり、かつ適時に是正され、違法による損害をもたらさなかった場合、行政処罰を科さないものとする。初回の違反行為であり、違法による損害をもたらさず、かつ適時に是正された場合、行政処罰を科さないことができる。 法に則り当事者の違反行為に対して行政処罰を科さない場合、税関は当事者を指導しなければならない。 第 57 条 当事者に主観的過失がないことを十分に証明できる場合、行政処罰を科さないものとする。行政法規で別段に定めがある場合は、その規定に従うものとする。 第 60 条 違反行為が 2 年以内に発見されない場合、行政処罰を科さないものとする。国民の生命・健康・安全や金融システムの安定にかかわり、違法による損害をもたらさなかった場合、上記期間は 5 年に延長される。法律で別段に定めがある場合はこの限りではない。
第 5 章	省略
第 6 章 簡易プロセスと 迅速な処理 (新規追加)	(簡易プロセス) 第 101 条 違反の事実が明確であり、かつ法的根拠がある場合、国民に対して 200 人民元以下の罰金、法人またはその他の組織に対して 3000 人民元以下の罰金もしくは警告を科す案件に対して、税関は簡易プロセスを適用し、その場で行政処罰の決定を下すことができる。 (迅速な処理) 第 103 条 簡易プロセスを適用できないものの、事実が明確であり、当事者が書面をもって申請し、自発的に過ちを認め、かつその他の証拠がある行政処罰案件に関して、規定された条件を満たす場合、税関は証拠収集、審査、承認等のプロセスを簡素化することにより、案件を迅速に処理できる。

## 著者の所見

「新規定」の公布と施行は、輸出入関連企業に歓迎されるだろう。なぜなら、「新規定」では、企業に主観的過失がない状態で税関の規定に違反した場合、行政処罰を科さないという規定されているからである。中国はすでに国際貿易総額で世界最大の経済大国に成長し、貨物貿易輸出入額が増え続けている。また、クロスボーダー電子商取引など新しい取引モデルが次々に登場し、多種多様な商品と複雑なビジネス取引モデルも現れている。これに伴い、税関の法規定も複雑化している。特に、税関の租税徴収管理における分類業務、税関の保税加工貿易監督管理業務及び商品検査検疫業務などの専門分野において、企業が複雑な法規定の解釈を誤ってしまうことにより申告上の問題につながりやすい。この誤りに対し、意図的に違反行為を犯し、税関の管理秩序を乱す案件と同様の行政処罰を科すことは明らかに不公平であるといえる。「新規定」は、非主観的な過失に対して処罰しないことで行為と処罰を一致させた。これは企業の過度な慎重姿勢を和らげ、国際貿易の正常な秩序維持に有効となる。

「新規定」の公布と施行は、税関が現在実施している各種通関改革と貿易の利便化措置をさらに促進するだろう。「新規定」では、税関は、軽微な税法違反行為に対して軽い行政処罰、初回の税法違反行為や軽微でかつ適時に是正され、深刻な事態に至らなかった違反行為に対して処罰しないことを明確にした。近年、税関は通関業務処理の効率向上を通じて企業の通関業務に利便性をもたらすとともに、申告の規範化や AEO 認証の実施などにより、企業が自社の税関業務に係る内部統制管理を強化し、通関業務の品質向上を促進している。しかし、実務において、多国籍企業を含む多くの企業は、急速な業務量の増加に伴い、税関業務担当者の負担が増し、調達、物流、通関申告など各プロセスの連携に一旦問題が生じた場合、税関上の規定違反につながりやすい。「新規定」では、適時に是正された多数の軽微な違反行為に対して、深刻な事態に至らなかった場合は軽い処罰を科すか、ひいては処罰しないものとした。それによって、企業の経営リスク及び関連従業員の業務遂行リスクが軽減された。「新規定」は、税関業務担当者の通常業務推進における正当な権益を守るとともに、企業が積極的に税関の各種改革に参加することで、税関業務に係る内部統制管理の強化に良好な環境の構築を助長している。

「新規定」の公布と施行は、税関の行政案件の処理に対する法治化と規範化をさらに促進するだろう。「新規定」では、税関行政案件の処理における管轄、回避、調査と処理、ヒアリングなどのプロセスを明確にし、税関が文字や音声映像などの形で行政処罰の全プロセスに対して記録すべきだとする規定を追加するなど、近年の税関行政法執行において新たに直面した問題を改善した。特に「新規定」では、事実が明確で、異議を唱える余地が少なく、かつ軽微な税法違反案件に対する簡易プロセスと迅速な処理手順を改訂・新規追加した。これにより、公正性を確保した上で関連案件の処理効率が向上し、税関の行政リソースと企業の経営コストの節約につながる。

上述のとおり、「新規定」では、関連案件の税関手続きの要件を明確にしたものの、実務において遭遇するいくつかの問題は依然として存在しており、その概念と定義をさらに明確にする必要がある。例えば、

- ✓ 軽微な税法違反行為に関する具体的な定量的基準とは何か？ 「適時に是正され、違法による損害をもたらさなかった」ことにおいて、「適時」の具体的な定義とは何か？ 「違法による損害をもたらさなかった」場合の具体的な状況とは何か？
- ✓ 初回違反の定義とは何か？ 当事者が複数の違反行為がある場合でも初回違反の定義は成り立つか？
- ✓ 当事者に主観的過失がないことをどのように証明すべきか？ 具体的にどのような証拠が必要か？

また、輸出入企業は、自社の状況に合わせて、「新規定」の内容をより良く理解し、発生し得る影響を事前に研究・判断し、以下のように積極的に必要な措置を講じる必要がある。

- ✓ 「新規定」では、初回の違反、非主観的な過失に対して処罰しないなどの行政処罰原則を定めている。すでに重大な違反行為を犯し、税関の行政案件調査処理を受けている企業は、行政処罰が過去の案例に準じて軽い処罰基準に照らして決定される原則に基づき、初回の違反に当たるかどうか、非主観的な過失であることを証明できる証拠の有無などの観点から、軽い処罰基準に照らすか、もしくは処罰の軽減、ひいては処罰しない可能性を検討すべきである。
- ✓ 「新規定」では、簡易プロセスや迅速な処理など行政処罰に係る新たな手順を定めている。企業は、日常業務において特定・発生した税法違反行為に対して、自主的開示などの措置を講じるか、または簡易プロセスや迅速な処理などを通じて税関業務に係る問題を解決することができる。
- ✓ 「新規定」では、公正と公開の原則を十分に遵守し、処罰と指導を組み合わせた行政処罰の新原則を定めている。大量の輸出入業務に携わる企業は、「新規定」で定められた「適時に是正し、違法による損害をもたらさなかった場合は処罰しない規定」に基づき、年度税関業務の内部監査の強化など、既存の輸出入業務に係る通関申告の問題点を適時に特定・是正し、適切な解決案を検討して潜在的な税関業務リスクを軽減する必要がある。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

税務部

平澤尚子

中国上海市静安区南京西路 1266 号恒隆広場第二期 26F

Tel : +86-21-2212-3098 E-mail : naoko.hirasawa@kpmg.com



日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング  
 国際アドバイザー事業部  
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では 10 月中旬から 11 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部、それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[ 政策 ]

【脱炭素】

○「中共中央、国務院の新発展理念を完全、正確、全面的に貫徹し、カーボンピークアウト、カーボンニュートラルを適切に実施することに関する意見」(2021 年 9 月 22 日発布・実施)

2030 年までのカーボンピークアウトと 2060 年までのカーボンニュートラルの目標に向けた具体的な目標と取り組みの基本方針を示したもの。

■発展目標は、以下の通り。

- 2025 年までにグリーン・低炭素・循環発展の経済システムを初歩的に形成する。  
 GDP 原単位に対するエネルギー消費を 2020 年比で 13.5%、同じく CO2 排出量を 18% 低減させる。非化石エネルギー消費の比重を 20% 前後にする。森林被覆率を 24.1%、森林蓄積量を 180 億 m<sup>3</sup> とする (注：以上の数値目標は第 14 次 5 カ年計画の目標と同じ)。
- 2030 年までに経済・社会の全面的グリーン転換で顕著な成果を上げる。  
 GDP 原単位に対するエネルギー消費を大幅に低減させ、CO2 排出量を 2005 年比で 65% 以上低減させる。非化石エネルギー消費の比重を 25% とし、風力・太陽光発電の総設備容量を 12 億キロワット以上にする。森林被覆率を 25% 前後、森林蓄積量を 190 億 m<sup>3</sup> とする。2030 年までに CO2 排出量をピークとし、かつ着実に減少させる (注：CO2 排出量を 2005 年比で 65% 以上低減させるという目標は、習近平主席が 2020 年 12 月に国連の気候変動に関するオンライン会議で表明したもの)。
- 2060 年までにグリーン・低炭素・循環発展の経済システムとクリーン・低炭素・安全・高効率のエネルギー体系を全面的に確立する。非化石エネルギー消費の比重を 80% 以上とする。カーボンニュートラルを順調に実現する。

■取り組みの基本方針は、①経済・社会発展での全面的グリーン転換の推進、②産業構造の深度調整、③クリーン・低炭素・安全・高効率のエネルギー体系構築の加速、④低炭素の交通運輸システムの建設推進の加速、⑤都市・農村建設でのグリーン・低炭素発展の質の向上、⑥グリーン・低炭素の重要科学技術のブレークスルーと普及・応用の加速、⑧炭素吸収能力の強化・向上、⑨対外開放でのグリーン・低炭素発展レベルの向上など 11 分野、35 項目の方針があげられている。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

[http://www.gov.cn/zhengce/2021-10/24/content\\_5644613.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2021-10/24/content_5644613.htm)

○「国務院の 2030 年以前のカーボンピークアウト行動計画の印刷・発布に関する通知」(国発 [2021] 23 号、2021 年 10 月 24 日発布・実施)

2030 年のカーボンピークアウト目標に向けた実施計画。

■ “カーボンピークアウト十大行動”として、①エネルギーのグリーン・低炭素転換、②省エネルギー・炭素削減・効率向上、③工業分野でのカーボンピークアウト、④都市・農村建設でのカーボンピークアウト、⑤交通運輸でのグリーン・低炭素、⑥循環経済による炭素削減支援、⑦グリーン・低炭素の科学技術・イノベーション、⑧炭素吸収能力の強化・昇級、⑨グリーン・低炭素の全国民行動、⑩各地区での段階的計画的カーボンピークアウト行動の方針と具体的な施策があげられている。このうち最も炭素削減への影響が大きいと見られるエネルギーのグリーン・低炭素転換については、以下の施策が示されている。

- ① 石炭消費の代替・転換・昇級の推進：第 14 次 5 ヶ年計画期間は石炭消費の増加を合理的に抑制し、第 15 次 5 ヶ年計画期間に徐々に減少させる。
- ② 新エネルギーの大規模発展：風力・太陽光発電の大規模開発と質の高い発展を全面的に推進する (2030 年の風力・太陽光発電の総設備容量を 12 億キロワット以上とする)。
- ③ 地域に適した水力発電開発：第 14 次 5 ヶ年計画期間と第 15 次 5 ヶ年計画期間の水力発電の新規設備容量をそれぞれ 4 千万キロワットとする。
- ④ 積極・安全・計画的な原子力発電の発展：高温ガス炉、高速炉、モジュール式小規模原子炉、オフショア浮体原子炉、その他の高度な原子炉実証プロジェクトを積極的に推進する。
- ⑤ 石油・ガス消費の合理的調整：徐々に石油・ガス消費の規模を調整し、先進的バイオ液体燃料、持続可能な航空燃料などへの代替を積極的に推進し、最終燃料製品のエネルギー効率の向上を図る。
- ⑥ 新型電力システムの建設加速：2025 年までに新型エネルギー貯蔵設備容量を 3 千万キロワット以上、2030 年までに揚水発電所の設備容量を 1.2 億キロワット前後にし、省レベルの電力網が 5%以上のピーク負荷対応能力を持つようにする。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/26/content\\_5644984.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/26/content_5644984.htm)

**【知的財産権】**

○「国務院の “14 五” 国家知的財産権保護・運用計画の印刷・発布に関する通知」(国発 [2021] 20 号、2021 年 10 月 9 日発布・実施)

知的財産権の保護と運用に関する第 14 次 5 ヶ年計画。2021 年 9 月 22 日に発布された「知的財産権強国建設要綱 (2021-2035 年)」(本誌 2021 年 11 月号に概要を掲載)に基づいて制定されたもの。

■本計画では、知的財産権に関わる法律・政策体系の整備、司法・行政・両部門共同による保護、ソースの保護、移転・転化に関する体制整備、公共サービスとサービス業の発展、国際協力などの面での取り組み方針のほか、商業秘密の保護、デジタル知的財産権の保護、保護機構の設立、植物新品種の保護、地理的表示の保護、特許・商標審査機構の設立、特許取得指導体制、中小企業の知的財産権戦略、商標・ブランド確立、著作権のイノベーション、知的財産権による農村振興支援、公共サービスの情報化・知能化について、関係部門

	<p>による共同プロジェクト方式での取り組みが示されている。                  例えば、商業秘密の保護については、以下の施策があげられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政の法執行手順の改善、処罰基準の明確化、刑事司法手続きの改善、行政の法執行と民事・刑事司法審判の共同対応、挙証責任範囲の明確化。</li> <li>• 司法鑑定能力の強化。</li> <li>• 業界組織による自律的保護の推進。</li> <li>• 市場主体（注：企業、個人）による商業秘密管理制度の制定・実施。</li> <li>• 条件のある地方での国家級商業秘密保護基地の建設推進。</li> <li>• 国際的援助システムの確立。</li> <li>• 企業に対する研修実施、中小企業の保護意識の強化。</li> </ul> <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。  <a href="http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/28/content_5647274.htm">http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/28/content_5647274.htm</a></p>
<b>【サービス貿易】</b>	
<p>○「商務部、中央宣伝部等 24 部門の『“14 五” サービス貿易発展計画』の印刷・発布に関する通知」（2021 年 10 月 13 日発布・実施）</p>	
	<p>サービス貿易の第 14 次 5 ヶ年計画。サービス貿易に関係する党中央組織と国務院 24 部門が共同で発布したもので、サービス貿易を経済成長の重要な柱に位置付けていることがうかがわれる。</p> <p>■主な目標は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• サービス貿易を安定的に拡大させ、対外貿易に占める比重を更に高める（注：2020 年の貨物貿易総額は 4 兆 6463 億米ドル、サービス貿易総額は 6617 億米ドル）。</li> <li>• 新モデル・新業態の発展を加速する。オフショア・サービスアウトソーシングの増加速度をサービスの輸出よりも速くし、知識集約型サービス貿易の年平均成長率を 8%前後とする（注：サービス輸出全体の成長率は 2016～19 年平均で 12.1%増、2020 年は 12.5%減）。</li> <li>• サービスの輸出入バランスを図る（注：サービスの輸出入は輸入超過が続いており、2020 年も輸出 2806 億米ドル、輸入 3811 億米ドルで、1005 億米ドルの入超となっている）。</li> <li>• サービスの輸出競争力を大幅に高め、バリューチェーンの両端に位置するようにする。自らの知的財産権、ブランドを持つ市場主体（注：企業、個人など）を更に増やす。</li> <li>• サービス貿易の国際ルール制定への参加能力を不断に高める。</li> <li>• サービス貿易に関わる法律・政策体系、促進メカニズム、監督モデルを更に改善し、サービス貿易のビジネス環境を改善し、自由化・利便化のレベルを更に高める。</li> </ul> <p>■原文は商務部の下記サイトをご参照。  <a href="http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202110/20211003209143.shtml">http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202110/20211003209143.shtml</a></p>
<b>【外資導入】</b>	
<p>○「商務部の『“14 五” 外資利用発展計画』の印刷・発布に関する通知」（2021 年 10 月 12 日発布・実施）</p>	
	<p>外資導入の第 14 次 5 ヶ年計画。</p>

■本計画では「外資導入の規模で世界のトップに位置し、外資利用大国の地位を固める」として、以下のような目標を掲げている。

- 外資の参入制限を更に削減し、市場参入のハードルを引き下げる。
- 高新技术産業、戦略的新興産業、現代サービス業への外資導入レベルを大幅に高め、地域分布を更に合理的にし、投資主体の構造を更に改善する。
- 自由貿易試験区、自由貿易港、サービス業開放拡大総合試行モデル地区、国家級経済技術開発区等の開放プラットフォームの役割を更に発揮させる。
- 「外商投資法」と同実施条例の全面实施、外商投資情報報告制度の改善など、外商投資管理体制を更に健全化する。
- 外商投資に関する法体系の健全化、サービスシステムの改善、外資の合法的権利・利益の保護など投資環境の最適化を図る。

■このうち外資制限の緩和については、通信、インターネット、教育、文化、医療等の関連業務が重点とされ、また市場参入制限の緩和については、倉庫・郵政業、情報伝達・ソフトウェア・情報技術サービス業、リース・商務サービス業、科学研究・技術サービス業、文化・体育・娯楽業の許可事項とされている。

■原文は商務部の下記サイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202110/20211003210174.shtml>

**【安全生産】**

○「应急管理部の『企業安全生産標準化建設等級評定弁法』の印刷・発布に関する通知」(応急[2021] 83 号、2021 年 10 月 27 日発布・実施)

企業の安全生産の標準化等級評定に関する規則。政府の生産安全事故防止策の一環。評定の基準は今後制定されるが、等級評定を受けた企業とそれ以外の企業で政府の扱いが異なると見られるため、注意を要する。

■本弁法の要点は、以下の通り。

- 本弁法は、全国の化学・石油化学、医薬、危険化学品、花火・爆竹、石油採掘、冶金、非鉄金属、建材、機械、軽工業、紡織、タバコ、商業・貿易等に適用する。
- 企業の標準化等級は一級、二級、三級の 3 種類とし、等級基準は应急管理部が業種毎に制定する。一級企業と海洋石油採掘企業の等級の評定は应急管理部が行い、二級企業と三級企業の評定は省と区を設置する市の应急管理部門が行う。
- 一級企業の申請条件は、①特別重大生産安全事故が未発生で、申請日前の 5 年以内に重大生産安全事故、2 年以内に生産安全死亡事故が未発生であること、②年間事故発生数、死傷者数、業務損失日数などの指標により、前回の等級取得から数値が下降または不変であること、③一級に評定されたことがあるか、または二級・三級に評定されてから 3 年以上維持していること (注：特別重大安全生産事故は死者が 10 人以上か重傷者が 100 人以上または直接的経済損失が 1 億元以上、重大生産安全事故は同じく 10 人以上 30 人未満か 50 人以上 100 人未満または 5 千萬元以上の事故をいう)。
- 等級評定企業に対する優遇は、一級企業に対しては、ランダム調査を主とし検査頻度を減らす、政府が地区の生産制限・停止措置を実施する場合には対象としない、生産回復時の検収を優先的に行う。等級評定企業全体に対しては、工傷保険の料率引き下げを適

	<p>用する、安全生産責任保険への加入を支援する、金融機関からの優先的貸付を支援する、など。</p> <p>■原文は应急管理部の下記サイトをご参照。  <a href="https://www.mem.gov.cn/gk/zfxxgkpt/fdzdkgknr/202111/t20211101_401284.shtml">https://www.mem.gov.cn/gk/zfxxgkpt/fdzdkgknr/202111/t20211101_401284.shtml</a></p>
--	---

[ 規則 ]

<b>【税】</b>	
○「製造業中小・零細企業の 2021 年第 4 四半期一部税・費用繰り延べの関係事項に関する公告」(国家税務総局 2021 年第 30 号、2021 年 10 月 29 日公布、同年 11 月 1 日施行)	
	<p>製造業の中小・零細企業を対象に 2021 年 10~12 月の一部税・行政費用の繰り延べ納付を認めるもの。</p> <p>■通知の主な内容は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 対象企業は、製造業で年販売額が 2 千万元以上 4 億元未満の中規模企業と 2 千万元未満の小規模・零細企業。販売額は、2021 年 9 月 30 日までに設立満 1 年の企業は 2020 年 10 月から 2021 年 9 月までの販売額、1 年未満の企業は 2021 年 9 月 3 日までの販売額を実際に経営した月で除し 12 ヶ月を乗じた金額、2021 年 10 月 1 日以降に設立した企業は最初の申告期間の販売額を実際に経営した月で除し 12 ヶ月を乗じた金額とする。</li> <li>• 対象となる税・費用は、2021 年 10 月から 12 月までに月毎に納付するか四半期毎に納付する企業所得税、個人所得税（代理納付分を除く）、国内増値税・消費税およびこれらに付加される都市維持保護建設税、教育費附加、地方教育附加で、税務機関に発票の代理発行を申請する際に納付する税・費用を含まない。</li> <li>• 繰り延べができる金額は、中規模企業は上記税・費用の金額の 50%、小規模・零細企業は同じく 100%で、繰り延べ期間はいずれも 3 ヶ月とする。</li> </ul> <p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。  <a href="http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/202110/t20211029_3762172.htm">http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/202110/t20211029_3762172.htm</a></p>

<p>(執筆者連絡先)</p> <p>三菱 UFJ リサーチ&amp;コンサルティング</p> <p>E-mail : r-ikegami@murc.jp ホームページ : <a href="https://www.murc.jp">https://www.murc.jp</a></p>
--



主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行  
トランザクションバンキング部

項目	単位	2020年				2021年									
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
国内総生産(GDP)	前年同期比%	▲ 6.8	▲ 1.6	0.7	2.3	(1-3月) 18.3			(4-6月) 7.9			(7-9月) 4.9			
固定資産投資*	前年同期比%	▲ 16.1	▲ 3.1	0.8	2.9	-	35.0	25.6	19.9	15.4	12.6	10.3	8.9	7.3	6.1
第一次産業	前年同期比%	▲ 13.8	3.8	14.5	19.5	-	61.3	45.9	35.5	28.7	21.3	21.8	18.1	14.0	11.1
第二次産業	前年同期比%	▲ 21.9	▲ 8.3	▲ 3.4	0.1	-	34.1	27.8	21.7	18.1	16.3	14.4	12.9	12.2	11.3
第三次産業	前年同期比%	▲ 13.5	▲ 1.0	2.3	3.6	-	34.6	24.1	18.7	13.8	10.7	8.2	6.8	5.0	3.7
工業生産 (付加価値ベース)**	前年同期比%	▲ 8.4	▲ 1.3	1.2	2.8	-	35.1	14.1	9.8	8.8	8.3	6.4	5.3	3.1	3.5
社会消費財 小売総額***	前年同期比%	▲ 19.0	▲ 11.4	▲ 7.2	▲ 3.9	-	33.8	34.2	17.7	12.4	12.1	8.5	2.5	4.4	4.9
消費者物価上昇率 (CPI)	前年同期比%	4.9	3.8	3.3	2.5	▲ 0.3	▲ 0.2	0.4	0.9	1.3	1.1	1.0	0.8	0.7	1.5
工業生産者 出荷価格 (PPI)	前年同期比%	▲ 0.6	▲ 1.9	▲ 2.0	▲ 1.8	0.3	1.7	4.4	6.8	9.0	8.8	9.0	9.5	10.7	13.5
輸出***	億ドル	4,780.3	10,987.5	18,113.9	25,906.5	-	4,688.7	2,411.3	2,639.2	2,639.2	2,814.2	2,826.6	2,943.2	3,057.4	3,002.2
	前年同期比%	▲ 13.3	▲ 6.2	▲ 0.8	3.6	-	60.6	30.6	32.3	27.9	32.2	19.3	25.6	28.1	27.1
輸入***	億ドル	4,649.7	9,309.5	14,853.4	20,556.1	-	3,656.2	2,273.4	2,210.6	2,183.8	2,298.9	2,260.7	2,359.8	2,389.8	2,156.8
	前年同期比%	▲ 2.9	▲ 6.4	▲ 3.1	▲ 1.1	-	22.2	38.1	43.1	51.1	36.7	28.1	33.1	17.6	20.6
貿易収支***	億ドル	130.6	1,678.0	3,260.5	5,350.3	-	1,032.6	138.0	428.6	455.4	515.3	565.9	583.3	667.6	845.4
対内直接投資 (実行ベース)	億ドル	312.0	679.3	1,032.6	1,443.7	134.7	126.0	187.9	141.8	125.4	193.8	97.8	130.4	154.8	127.5
	前年同期比%	▲ 12.8	▲ 4.0	2.5	4.5	6.2	86.9	59.5	39.8	27.1	15.9	8.1	8.4	8.6	7.8
外貨準備高	億ドル	30,606	31,123	31,426	32,165	32,107	32,050	31,700	31,981	32,218	32,140	32,359	32,321	32,006	32,176
都市部調査失業率	%	5.8	5.8	5.7	5.6	5.4	5.5	5.3	5.1	5.0	5.0	5.1	5.1	4.9	4.9
国内自動車 販売台数	万台	367.2	1,025.7	1,711.6	2,531.1	250.3	145.5	252.6	225.2	212.8	201.5	186.4	179.9	206.7	233.3
	前年同期比%	▲ 42.4	▲ 16.9	▲ 6.9	▲ 1.9	29.5	364.8	74.9	8.6	▲ 3.1	▲ 12.4	▲ 11.9	▲ 17.8	▲ 19.6	▲ 9.4
購買担当者指数 (PMI)	製造業	-	-	-	-	51.3	50.6	51.9	51.1	51.0	50.9	50.4	50.1	49.6	49.2
	非製造業	-	-	-	-	52.4	51.4	56.3	54.9	55.2	53.5	53.3	47.5	53.2	52.4

\* : 年初からの累計ベース。

\*\* : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

\*\*\* : 2月は1-2月の累計ベース。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
大連経済技術開発区出張所	大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大廈18階	86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上海支店	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
広州南沙出張所	広州市南沙区港前大道南162号 広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 広融大廈15階	86-512-3333-3030
蘇州常熟出張所	江蘇省常熟市常熟高新技术産業開發区東南大道333号 科創大廈12階C区、D区	86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階	886-2-2514-0598
高雄出張所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

## 【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京：050-3612-0891（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0650（代表）

発行：三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2021年12月9日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。